

# 陳 情 回 答 緜

(陳情第 45 号～第 63 号)

平成 30 年第 3 回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會

# 目 次

|     |       |  |     |
|-----|-------|--|-----|
| 陳情第 | 4 5 号 | 行政にかかる諸問題について.....                                 | 1   |
| 陳情第 | 4 6 号 | 受動喫煙防止対策について.....                                  | 1 7 |
| 陳情第 | 4 7 号 | 放課後施策について.....                                     | 1 9 |
| 陳情第 | 4 8 号 | 行政にかかる諸問題について.....                                 | 2 5 |
| 陳情第 | 4 9 号 | 行政にかかる諸問題について.....                                 | 4 1 |
| 陳情第 | 5 0 号 | 行政にかかる諸問題について.....                                 | 4 5 |
| 陳情第 | 5 1 号 | 近畿大学医学部附属病院について.....                               | 5 5 |
| 陳情第 | 5 2 号 | 聴覚障害者施策等の充実について.....                               | 5 9 |
| 陳情第 | 5 3 号 | 行政にかかる諸問題について.....                                 | 7 1 |
| 陳情第 | 5 4 号 | 堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの<br>推進に関する条例（案）について..... | 7 3 |
| 陳情第 | 5 5 号 | 行政にかかる諸問題について.....                                 | 7 5 |
| 陳情第 | 5 6 号 | ブロック塀撤去の補助について.....                                | 8 1 |
| 陳情第 | 5 7 号 | 公共交通について.....                                      | 8 3 |
| 陳情第 | 5 8 号 | 非常変災時の上下校について.....                                 | 8 5 |
| 陳情第 | 5 9 号 | 図書館行政について.....                                     | 8 7 |
| 陳情第 | 6 0 号 | 図書館行政について.....                                     | 8 9 |
| 陳情第 | 6 1 号 | 放課後施策について.....                                     | 9 1 |
| 陳情第 | 6 2 号 | 放課後施策について.....                                     | 9 3 |
| 陳情第 | 6 3 号 | 放課後施策について.....                                     | 9 5 |



|            |               |
|------------|---------------|
| 番 号        | 陳情第45号        |
| 件 名        | 行政にかかる諸問題について |
| 審 査<br>委員会 | 議会運営委員会       |
| 審査日        | 9月26日         |

(審査結果)

第4項

現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づき、できるだけ多く掲載しています。さらに、平成25年度からは重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様に議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

|   |               |     |      |  |  |  |
|---|---------------|-----|------|--|--|--|
| 番号  | 陳情第45号        | 所管局 | 市長公室 |  |  |  |
| 件名  | 行政にかかる諸問題について |     |      |  |  |  |
| <b>第5項（企画部）</b>   |               |     |      |  |  |  |
| <p>本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。</p> <p>今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、大阪府内を含む先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。</p>  |               |     |      |  |  |  |
| <b>第6項（広報部広報課）</b>  |               |     |      |  |  |  |
| <p>「広報さかい」では、市民の皆様の日々の生活に関わりが深く、役立つ情報を、適切な時期に分かりやすくお伝えするため、「福祉」「子育て」「健康」「環境」「人権」「催し」などのテーマごとに編集しております。また、特に市民の皆様にお知らせしたい重要な施策については、1～3面や12・13面見開きのカラーページで詳しく紹介しております。</p> <p>本市では、子どもからお年寄りまで誰もが健康で、笑顔あふれるまちの実現をめざしております。こうしたまちづくりへの取り組みを、「広報さかい」を通じて身近に感じていただくとともに、市政への关心と理解を深めていただけるよう、今後も紙面の更なる充実に努めてまいります。</p>  |               |     |      |  |  |  |
| <b>第7項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）</b>  |               |     |      |  |  |  |
| <p>カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設はじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、本年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立しました。</p> <p>IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル依存症や治安悪化などの課題も指摘されているところです。</p> <p>今後、国において、IRの設置・運営に係る政省令等が制定され、同法公布後2年以内に国が策定・公表する「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定・公表のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっており、本市としましては、今後もこれらの動向を注視してまいります。</p> |               |     |      |  |  |  |

|  |               |     |     |  |  |  |
|--|---------------|-----|-----|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第45号        | 所管局 | 総務局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |     |  |  |  |
| 第8項（行政部行政管理課・人事部人事課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）  |               |     |     |  |  |  |
| <p>指定管理者制度や事業委託については、公の施設の管理・運営等に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、管理経費の削減のみでなく、市民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、そのメリットが活かせる場合については適切に導入を進めております。</p> <p>指定管理者や受託事業者に対しては、市として、実地調査などのモニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、事業や年度終了後には管理運営の状況について評価を行うなど、適正な管理・運営等の確保とともに利用者サービス向上のための取組を行っております。今後も、民間事業者等の創意工夫により、利用者ニーズに合わせた利用時間の変更など利用者サービスの向上が図られるよう、導入の趣旨を踏まえた適正な運用に努めてまいります。</p> <p>引き続き、市民の視点に立って事務事業の見直しを進めるとともに、業務の内容や性質に応じて最もふさわしい扱い手を選択してまいりたいと考えております。</p> <p>また、多様化する行政ニーズに的確に対応し、本市が将来にわたり持続的な発展を遂げていくためには、選択と集中の観点から施策・事業の不断の見直しを行い、経営資源である要員を最適配分する要員管理の推進が不可欠であり、平成24年3月に策定した「堺市要員管理方針」に基づき、これまで計画的に取組みを進めてきたところです。</p> <p>今後とも、要員管理の適正化にあたっては、少数精銳のもと費用対効果の高い行政運営をめざしてまいります。そのために、市民の視点に立って改めて事務事業を点検し、民で行うに適したもののは民に任せ、市が行うべきものは職務の内容を考慮して適切な扱い手を選択するとともに、職員の体制を充実すべきところには必要な措置を講じてまいります。</p> |               |     |     |  |  |  |

|   |               |     |     |  |  |  |
|---|---------------|-----|-----|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第45号        | 所管局 | 総務局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |     |  |  |  |
| <b>第9項（人事部人事課）</b>  |               |     |     |  |  |  |
| <p>本市では、女性職員の活躍を推進することにより、市の施策にこれまで以上に女性の視点や考え方方が反映されることで、多様な価値観に基づく施策展開が図られ、市民サービスの向上につながるものと考えています。</p>   |               |     |     |  |  |  |
| <p>平成29年改定の「第4期さかい男女共同参画プラン」において、市の管理職の女性比率の数値目標を15%（平成33年度）と掲げており、これは、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年閣議決定）の中で示されている「都道府県の本庁課長相当職に占める女性の割合」に関する成果目標（政府全体で達成をめざす水準）に基づき設定したものです。</p>                           |               |     |     |  |  |  |
| <p>女性職員の活躍推進に向けた具体的な取組みとしては、女性職員の管理職昇任に対する不安解消やキャリア形成支援を目的とした研修の実施、係長級の昇任試験における受験環境の整備（女性職員のための交流会や託児所の設置等）、そして本市管理職による「イクボス宣言」等を実施しています。</p>   |               |     |     |  |  |  |
| <p>今後も引き続き、女性職員が個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境の整備など、全ての職員がいきいきと働くことのできる環境づくりに向けた取り組みを進めてまいります。</p>  |               |     |     |  |  |  |
| <p>なお、本市の新規採用者に占める女性の割合については、「堺市職員の女性活躍推進プラン」において数値目標（平成30年度までに40%以上）を掲げており、市ホームページでも公表しているとおり、平成30年度は39.9%でした。今後も、女性を対象とした採用説明会の開催や、広報活動の充実等により、意欲と能力を備えた女性を幅広く採用できるよう、女性受験者の拡大に向けて取り組んでまいります。</p> |               |     |     |  |  |  |
| <b>第10項（行政部総務課）</b>   |               |     |     |  |  |  |
| <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p>               |               |     |     |  |  |  |
| <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行なっており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p>   |               |     |     |  |  |  |

|   |               |     |     |  |  |  |
|---|---------------|-----|-----|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第45号        | 所管局 | 財政局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |     |  |  |  |
| <b>第11項（税務部税制課）</b>   |               |     |     |  |  |  |
| <p>消費税率（国・地方）は、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、来年10月1日に10%へ引き上げられる予定です。</p> <p>消費税率引上げによる增收分は、社会保障・税一体改革により、子育て、医療、介護、年金などの社会保障の充実に充てられます。第195回国会における平成29年11月17日の所信表明演説の中で、安倍総理大臣は、消費税増税分の使い道を見直し、子育て世代、子どもたちに大胆に投資していく旨表明しています。また、平成30年7月20日の記者会見においても、来年10月から消費税率引上げと合わせ、3歳から5歳までの幼児教育を一気に無償化すると発言しています。</p> <p>地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から国に増税中止を要望すべき内容ではないと考えております。</p> |               |     |     |  |  |  |

|  |               |     |       |  |  |  |
|--|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第45号        | 所管局 | 危機管理室 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第12項、第13項（危機管理室危機管理課）  |               |     |       |  |  |  |
| <p>国の予算や施策等について、本市としまして、堺市国土強靭化地域計画に基づく防災・減災対策の推進のため、都市計画道路の整備などのハード整備を中心に、国の施策・予算に関する提案・要望書を毎年度提出するとともに、指定都市市長会等の共同提案により、災害復旧・復興等に関する財政措置の拡充等の要望を実施しています。</p> <p>また、本市の防災対策については、地震や風水害などの危機事象が発生した際の被害を最小限に留め、災害に強いまちづくりを進めるという基本的な考え方のもと、防災対策を充実するとともに国、都道府県、市の役割分担のもと連携体制の強化に取り組んでまいります。</p> |               |     |       |  |  |  |

|   |               |     |       |  |  |  |
|---|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番号  | 陳情第45号        | 所管局 | 市民人権局 |  |  |  |
| 件名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| <b>第14項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</b>  |               |     |       |  |  |  |
| <p>区民評議会における議論の状況などについて、広く市民の皆様にご理解をいただくとともに、傍聴者に対するアンケート等を通じて得られる皆様のご意見を議論に反映するため、これまで可能な限り、傍聴にお越しいただきやすい時間帯での開催に努めてまいりました。</p> <p>また、区役所での開催のみならず、市内の大学や堺伝統産業会館で開催するなど、より幅広い世代の方々に傍聴へお越しいただけるよう努めているところです。</p> <p>さらに、ホームページ上における議事録やその成果などの公開方法を工夫するなど、区民評議会での議論をよりわかりやすくお伝えするための取組も進めております。</p> <p>今後も引き続き、市民の声が区政に反映できるよう、区民評議会のより効果的な運営を進めてまいります。</p>   |               |     |       |  |  |  |
| <b>第15項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課）</b>  |               |     |       |  |  |  |
| <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置されております。なお、公民館増設の予定はございませんが、現在のところ公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>地域会館や自治会館の管理運営につきましては、所有者である地元の校区自治連合会や単位自治会により自主的に行われており、維持管理に要する費用も地域によって様々な違いがある中、それぞれで利用料金の設定をされております。</p> <p>本市におきましては、地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、「堺市地域会館整備費補助金制度」を設け、その活動拠点となる地域会館の整備に対して支援を行うとともに、地域会館の維持につきましても、「堺市地域会館大規模改修補助金制度」を設け、大規模な改修を行う際の支援を実施しておりますが、地域会館や自治会館の利用料金については、利用者の皆様にご負担いただくべきものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いします。</p> |               |     |       |  |  |  |

|   |               |     |       |  |  |  |
|---|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第45号        | 所管局 | 市民人権局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第16項（男女共同参画推進部男女共同参画推進課・男女共同参画センター）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）   |               |     |       |  |  |  |
| <p>本市では、平成14年制定の「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第8条第2項で、「何人も、地域、職場、学校その他あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。」と規定し、市内事業者・労働者等へのリーフレット等を活用したハラスメント防止の啓発や市職員・教職員への研修の実施など、あらゆるハラスメントの防止対策を推進しています。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口としましては、男女共同参画交流の広場においてカウンセラーによる相談を行うとともに、男女共同参画センター相談や各区女性相談等を実施しており、広報紙やホームページ等により周知を行っています。</p> <p>今後も引き続き、相談窓口について市民への広報に努めてまいります。</p> |               |     |       |  |  |  |
| 第17項（人権部人権推進課）  |               |     |       |  |  |  |
| <p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帶して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様に核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。</p>   |               |     |       |  |  |  |
| 第18項（人権部人権推進課）  |               |     |       |  |  |  |
| <p>日本国憲法、中でも第9条については、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、憲法改正につきましては、国權の最高機関であります国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>  |               |     |       |  |  |  |

|  |               |     |       |  |  |  |
|--|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第45号        | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第19項（長寿社会部地域包括ケア推進課）   |               |     |       |  |  |  |
| <p>市としては、「共助」として介護保険制度を適切に運営するとともに、組織化、制度化された助け合いの仕組みづくりを支援しています。</p> <p>また、「公助」としては、公的な制度・事業を通じて生活支援などを行っています。</p> <p>急激な高齢化の進展に伴い、公的な福祉サービスだけでは支援の必要な高齢者を支えることが難しくなると考えられ、「自助」「互助」「共助」「公助」により、地域でさまざまな主体が相互に力を合わせ、支え合う社会をつくっていくことが、ますます重要になると考えています。</p> <p>市民がいつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、必要な時に必要なサービスを提供できる体制づくりを進めることができます。市の責務であると考えています。</p>  |               |     |       |  |  |  |
| 第20項（生活福祉部国民健康保険課）   |               |     |       |  |  |  |
| <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>本市は、昨年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に對して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申において「大阪府に對しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求めるこ」との意見が付されており、この趣旨を踏まえ、引き続き、大阪府に對し意見を申し述べるとともに、加えて、新制度における運用状況等を検証のうえ、必要に応じて大阪府に提案を行うなど、国民健康保険の持続可能な制度運用に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成30年度から最大6年間は、必要に応じ、激変緩和措置を行うことが認められており、平成30年度の本市保険料率は、独自の激変緩和措置により、平成29年度とほぼ同水準となっています。</p> |               |     |       |  |  |  |

|   |               |     |       |  |  |  |
|---|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第45号        | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第21項（長寿社会部介護保険課）  |               |     |       |  |  |  |
| <p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがされています。</p> <p>第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が22%から23%に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから、保険料基準額を79,480円（月額6,623円）に増額改定するとともに、これまで以上に被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行い、政令市では最も多い16段階としました。</p> <p>また、低所得で生活に困窮されている方もおられますので、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。これにつきましては、収入要件を1人世帯では120万円以下から150万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p> |               |     |       |  |  |  |

|  |               |     |         |  |  |  |
|--|---------------|-----|---------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第45号        | 所管局 | 子ども青少年局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |         |  |  |  |
| <b>第22項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</b>   |               |     |         |  |  |  |
| <p>待機児童の解消に向けては、これまでも既存施設の増築や増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行促進、幼保連携型認定こども園の創設などにより、受け入れ枠の拡大を進めてきたところです。引き続き保育ニーズの推移などをしっかりと把握したうえで、必要な受け入れ枠の拡大を図ってまいります。</p>  |               |     |         |  |  |  |
| <p>平成29年4月、公立保育所は幼保連携型認定こども園に移行しましたが、引き続き、従来から培ってきた子ども一人ひとりを大切にした教育・保育内容を継承し、子どもたちの健やかな成長を支えていくことができるよう、より良い環境づくりに取り組んでいます。</p>  |               |     |         |  |  |  |
| <p>なお、平成30年1月に実施した移行に関する保護者アンケートでは、満足されている内容として、「耳鼻科や眼科などの健診が充実したこと」、「掲示物や配付物によって教育・保育内容の可視化が図られていること」、「食育に対する取組の充実」などのご意見をいただいています。</p>   |               |     |         |  |  |  |
| <b>第23項（子育て支援部幼保運営課）</b>   |               |     |         |  |  |  |
| <p>公立認定こども園については、公立として存続する施設を公表のうえ、それ以外の施設の民営化を、条件が整い次第、進めているところです。なお、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した後も、公立施設として果たすべき役割を引き続きしっかりと担ってまいります。</p>  |               |     |         |  |  |  |
| <p>本市独自の運営補助金では、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育支援者、研修に参加する際の代替職員の配置ができる補助項目を設定しております。</p>  |               |     |         |  |  |  |
| <p>また、国の公定価格において、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、技能・経験を積んだ職員に対して月額5千円から月額4万円の追加的な加算もあり、本市も応分の負担をするとともに、今年度から新たに、職員のモチベーションや資質向上を図るため、働きやすい職場環境への改善に要する経費の一部を補助する「休暇取得等促進等支援事業」を実施し、保育士の処遇改善に努めているところです。</p> |               |     |         |  |  |  |

|     |               |     |         |
|-----|---------------|-----|---------|
| 番 号 | 陳情第45号        | 所管局 | 子ども青少年局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について |     |         |

第24項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（産業振興局商工労働部雇用推進課）

ひとり親家庭の貧困、特に母子家庭の貧困は喫緊の課題であることから、従前より、児童扶養手当の支給などの経済的支援や、資格取得講座の開催などの就労支援を行っています。

特に、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、より良い条件の就職や転職、正規雇用への可能性を広げていくために、ハローワークと連携し、就労を希望する方へニーズに応じた就労支援を行っています。就労後についても、本人と直接連絡をとって、困っていることがないかなど就労後の生活状況の確認をするなど、アフターケアにも積極的に取り組んでおります。

本市では、ひとり親家庭の母親など、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方々を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」と、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」において、就職に対する支援を行うとともに、就職後も、スキルアップや仕事上の各種相談を受け付け、課題解決につなげるなどの定着支援に取り組んでいるところです。

就労の支援を必要とする皆様に「ジョブシップさかい」と「さかいJOBステーション」をご利用いただくために、広報さかいや、各区役所でのPRイベントなどにおいて情報発信を積極的に行うとともに、平成30年度からフリーダイヤルを導入したところです。

働く方が、待遇等での疑問や不安を感じた際に、専門相談員に相談いただくことができる労働相談窓口も設置しております。

今後も、ひとり親家庭の母親をはじめとする、様々な立場にいる就労意欲のある求職者が、安心して働き続けるための支援、そして働きやすい職場環境の整備促進に取り組むとともに、ひとり親家庭支援策の充実・強化を図ってまいります。

|     |               |     |       |
|-----|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第45号        | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について |     |       |

第25項（交通部公共交通課）

少子化に伴う通勤通学利用の減少などにより路線バスを維持していくことが重要となっている中、本市では、おでかけ応援バスや、ノンステップバスやバスロケーションシステム等の導入支援などを実施し、バスの利用促進や利便性向上に取り組んでいます。

また、鉄道駅やバス停から遠く、既存の公共交通を利用しにくい地域において、日常生活に必要な移動手段の確保を目的として乗合タクシーを運行することなどにより、人口ベースで市の約98%の方が公共交通を利用できる状況にあります。

今後も、事業者と協力して利便性向上を図りながら、市民が移動しやすい環境の構築に努めてまいります。

|   |               |     |          |  |  |  |
|---|---------------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第45号        | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |          |  |  |  |
| <b>第26項（1）（学校管理部保健給食課）</b>  |               |     |          |  |  |  |
| <p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を生かすため、選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>本市としましては、今後とも、生徒・保護者が利用しやすい制度に改善するとともに、温かく栄養バランスのとれた量の選べる選択制給食を、衛生管理を徹底しながら安全・安心に実施できるよう努めてまいります。</p> <p>なお、中学校給食費への就学援助の適用については、引き続き課題の一つであると認識しております。</p>   |               |     |          |  |  |  |
| <b>第26項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |               |     |          |  |  |  |
| <p>放課後児童対策事業の運営は市の事業として実施しており、必要な予算の確保に努めています。</p> <p>当該事業の運営事業者は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいた業務仕様書等により運営しております。</p> <p>また、配慮を要する児童の受け入れについては、個々の児童の状況を把握し、適切に対応しているところです。</p> <p>指導員の研修については、平成27年度から大阪府が「放課後児童支援員認定資格研修」を行っており、本市としましても計画的な受講を進めており、運営事業者においても業務仕様書等に定める研修を実施しており、業務完了報告で確認しております。</p> |               |     |          |  |  |  |
| <b>第26項（3）（学校管理部教育環境整備推進室）</b>  |               |     |          |  |  |  |
| <p>現在、堺市立幼稚園では、1園で3年保育を実施し、3園で預かり保育モデル事業を実施しております。</p> <p>今後、さらなる少子化の進展、教育・保育ニーズの多様化などに対応しつつ、本市全体の子育てサービスや幼児教育の充実が図られる手法を検討していきたいと考えております。</p>  |               |     |          |  |  |  |
| <b>第26項（4）（学校教育部・学校管理部施設課）</b>  |               |     |          |  |  |  |
| <p>本市では、すべての小・中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置しております。</p> <p>体育館への空調設備（エアコン）の整備については、他市状況を見ながら研究していくます。</p>  |               |     |          |  |  |  |
| <b>第26項（5）（教職員人事部教職員人事課）</b>  |               |     |          |  |  |  |
| <p>学級定数の改定については、学級編制基準、加配定数を含めた教職員定数の改善を通して見直しができるよう、本市としましても引き続き国に要望してまいります。</p>   |               |     |          |  |  |  |

|  |               |     |          |  |  |  |
|--|---------------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第45号        | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |          |  |  |  |
| <b>第26項（6）（学校教育部学校指導課）</b>   |               |     |          |  |  |  |
| <p>「特別の教科 道徳」については、平成27年3月に学習指導要領の一部改正に伴い、平成30年度から小学校で、平成32年度から中学校で全面実施されます。本市では、学習指導要領に基づき、「特別の教科 道徳」を適正に実施してまいります。</p>                       |               |     |          |  |  |  |
| <b>第26項（7）（学校教育部学校指導課）</b>   |               |     |          |  |  |  |
| <p>高学年への「外国語科」導入の趣旨は、中学年で聞くこと・話すことを中心とした授業を行い、外国語に慣れ親しんだことを踏まえ、高学年では段階的に文字を読むこと、書くことに関する指導の充実を図り、系統性を持たせ指導を行うことです。</p>                         |               |     |          |  |  |  |
| <p>本市では、今年度より一部の学校に英語指導加配教員及び外国語活動非常勤講師を配置し、外国語活動を専科として指導を行い、学級担任の負担軽減を図っております。</p>  |               |     |          |  |  |  |
| <p>なお、日本語による対話的な学びを通して思考力・判断力・表現力を育成することは、外国語のコミュニケーション能力をより高めることにも繋がると考えております。また、外国語の習得や外国語の文化を学ぶことは、日本語や日本文化に対する理解をより深めることにも結び付くと考えられます。</p> |               |     |          |  |  |  |
| <b>第26項（8）（学校教育部学校指導課）</b>   |               |     |          |  |  |  |
| <p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しております。</p>   |               |     |          |  |  |  |
| <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果の分析、検証等を基に、授業改善等に向けた学力向上の取組を実施しております。</p>   |               |     |          |  |  |  |



|   |              |     |       |  |  |  |
|---|--------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第46号       | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名   | 受動喫煙防止対策について |     |       |  |  |  |
| 第2項、第3項（健康部健康医療推進課）   |              |     |       |  |  |  |
| 堺市においても、受動喫煙対策の推進と禁煙希望者に対する禁煙支援は、市民の健康寿命の延伸につながっていく重要な施策であると考えております。                                    |              |     |       |  |  |  |
| 健康増進法の一部を改正する法律の公布に伴い、受動喫煙による健康影響などについて啓発し、望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙を防止する措置を総合的かつ効果的に推進するため、現在、準備を進めているところです。 |              |     |       |  |  |  |
| また、大阪府においては、受動喫煙防止条例作成に向けた議論が開始されるところであります。堺市も大阪府とともに協議し、受動喫煙対策の強化について検討してまいりたいと考えております。                |              |     |       |  |  |  |



|   |           |     |          |  |  |  |
|---|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第47号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名   | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| <b>第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| 今後も、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」の実現をめざし、事業の充実に努めてまいります。  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第2項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| 本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる共用教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という）に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守しております。   |           |     |          |  |  |  |
| また、児童数については、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しております。   |           |     |          |  |  |  |
| <b>第2項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| 活動場所の確保は、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第2項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| 放課後児童支援員の配置は、条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）しております。  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| 平成29年度から運営事業者が変更になったルームの利用保護者・児童にアンケートを実施しましたが、比較対象として運営事業者が変更にならなかったルームのうち、北区と美原区を選定し実施したところです。  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| 平成30年1月に実施した「のびのびルームに関するアンケート調査」において、各質問の「その他」について記載があった場合に多かった内容は、「のびのびルームを利用してよい点」では「宿題をさせてくれること」、「のびのびルームを利用して改善してほしい点」では「活動場所に関すること」、「指導員について良い点」では「子どもに注意をしてくれること」、「指導員について改善してほしい点」では「指導方法や内容に関すること」、「指導員に対して特に望むこと」では「特になし」、「充実してほしい特別プログラム（イベント）」では「現状で満足」、「のびのびルームに期待していることは何ですか」では「学習に関すること」、「何を楽しみにのびのびルームに行っているか」では「遊ぶこと」となっております。. |           |     |          |  |  |  |

|  |           |     |          |  |  |  |
|--|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第47号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>平成30年1月に実施した「のびのびルームに関するアンケート調査」問14の自由記載欄の概要について、ご意見の多かった内容としては、活動場所の確保に関するここと、おやつに関するここと、指導員の態度や指導方法に関するこことなっております。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することで、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とすることができるから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えております。</p>                     |           |     |          |  |  |  |
| <p>課題としては、運営事業者が変更となった場合の運営に係る引継ぎであると考えております。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向については、企画提案書作成要領において、見積りにあたって十分勘案して行うこととしております。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>なお、契約期間中の賃金、物価上昇を理由とした、いわゆるインフレスライドのような取扱いは、今のところございません。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（6）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>本事業は、公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定しておりますが、そもそもプロポーザル方式は、価格のみによる競争（入札等）で契約相手方を決定することが適当でない業務について公募又は指名した提案者に業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とし、随意契約を行うものですので、安価であることが必ず契約相手方になるということではありません。</p> |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（7）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>委託料として支払っている内容は、運営委託にかかる金額と、追加配置指導員に係る金額の実績払い分となっております。運営事業者から提出された業務完了届及び業務報告に基づき、運営委託にかかる金額と追加配置指導員を配置した実績に応じて支払いをしております。</p>   |           |     |          |  |  |  |

|  |           |     |          |  |  |  |
|--|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第47号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| 第3項（8）（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| 追加配置指導員の人数は、月末を基準日として本市が必要として認めた指導員数を指しますが、委託料は実績に応じて支払っております。   |           |     |          |  |  |  |
| 第3項（9）（10）（地域教育支援部放課後子ども支援課）（財政局契約部調達課）  |           |     |          |  |  |  |
| 本市では、プロポーザル方式による委託業務事業者選定に当たっては、事業者から提出された提案書等を、プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会が審議及び審査を行い、市長がその審査結果を基に、随意契約に係る交渉を行う相手方として最も適した者の選定及び提案順位の決定を行っております。   |           |     |          |  |  |  |
| 事業者の提案内容には、事業者の事業活動上及び営業活動上のノウハウ等が含まれており、これを公開することにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えております。また、事業者選定過程の内容を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあると考へております。 |           |     |          |  |  |  |
| これらの理由から、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則に基づき、会議を非公開しております。   |           |     |          |  |  |  |
| なお、当該会議の会議録については、事業者が選定された後、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないかを勘案したうえで、発注課の判断により公開することができるものと考えております。  |           |     |          |  |  |  |
| 第3項（11）（地域教育支援部放課後子ども支援課）  |           |     |          |  |  |  |
| 堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の委員については、堺市付属機関の設置等に関する条例及び堺市委託業務に係るプロポーザル方式実施要領に基づき、選定を行っております。  |           |     |          |  |  |  |
| 第3項（12）（地域教育支援部放課後子ども支援課）  |           |     |          |  |  |  |
| 放課後児童対策事業の運営は、市の事業として実施しております。   |           |     |          |  |  |  |
| 当該事業の運営事業者は、条例に基づいた業務仕様書等により運営しております。  |           |     |          |  |  |  |

|   |           |     |          |  |  |  |
|---|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番号  | 陳情第47号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件名  | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| <b>第4項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>のびのびルーム及び堺っ子くらぶにおける平成29年4月1日から平成30年3月31日までの延べ開設日数は、堺区4, 688日、中区3, 809日、東区2, 637日、西区4, 102日、南区5, 860日、北区4, 395日、美原区1, 758日となっております。</p> <p>基本配置数が充足していなかった延べ日数は、堺区149日、中区82日、東区88日、西区210日、南区87日、北区74日、美原区45日となり、非充足率は全体で2.7%となっております。また、本市が必要と認めた追加配置指導員数が一人でも充足していなかった延べ日数は、堺区2, 252日、中区1, 623日、東区944日、西区1, 973日、南区1, 882日、北区1, 748日、美原区229日となっており、非充足率は全体で39.1%となっております。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第4項（2）（3）（4）（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めてまいります。</p> <p>キャリアアップ処遇改善事業については、厚生労働省の補助金であり、文部科学省所管の放課後子ども教室事業には交付できないため、本市の事業を導入すれば同じ学校で類似の仕事内容をしている指導員に待遇差ができる可能性があるため、現段階において導入はありませんが、子どもたちが安全に過ごせる環境づくりが最も必要であるため、一定規模以上ののびのびルームについては、准主任指導員に代える主任指導員を配置し、子どもたちの安全管理体制を強化するため指導員の一定の処遇改善を実施しております。</p> <p>また、運営事業者から准主任指導員に代えて主任指導員を配置したルームは、今のところありません。</p> <p>なお、配慮を要する児童の受入れについては、個々の児童の状況を把握し、必要に応じて指導員を追加配置しております。</p> |           |     |          |  |  |  |
| <b>第5項（1）（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>空調設備は計画的に入れ替えをしております。</p> <p>また、備品については、運営事業者の依頼に基づき必要に応じて順次整備してまいります。</p>   |           |     |          |  |  |  |

|   |           |     |          |  |  |  |
|---|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第47号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名   | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| 第6項(1)(2)(3)(4)(地域教育支援部放課後子ども支援課)   |           |     |          |  |  |  |
| 放課後児童支援員の配置については、条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としております。   |           |     |          |  |  |  |
| 本事業における活動場所は、学校の協力のもと、可能な範囲内でその充実を図ってまいります。また、本市が運営事業者に貸与する備品は、企画提案書作成要領に掲載のとおりです。それ以外の物品等につきましては、運営事業者が調達することとなっております。 |           |     |          |  |  |  |
| なお、水分が必要な場合は、運営事業者が対応することとなっております。  |           |     |          |  |  |  |
| 熱中症の対応については、熱中症の予防等に関し、運営事業者に通知文を送付するとともに連絡調整会議で注意喚起を図っております。   |           |     |          |  |  |  |



|   |               |
|---|---------------|
| 番号  | 陳情第48号        |
| 件名  | 行政にかかる諸問題について |
| 審査委員会   | 議会運営委員会       |
| 審査日   | 9月26日         |
| (審査結果)  |               |
| 第1項   |               |
| <p>本市を含む政令指定都市は、区の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議会議員の定数は、公職選挙法により、人口に比例して条例で定めることとされております。その人口については直近の国勢調査人口によらなければなりませんが、平成27年の国勢調査人口によれば、本市議会の各選挙区の議員定数を次の一般選挙までに改正する必要がありました。このことから、平成30年第1回市議会（定例会）において、国勢調査人口に比例した各区の議員定数の改正を行うために、2件の議案が提出されました。</p> |               |
| <p>1件は、南区の議員定数を9人から8人とし、議員定数を48人から47人に改正するもの（議員提出議案第1号「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」）で、もう1件は、現行の議員定数48人を人口に比例して区に配分し、堺区は8人から9人に、南区は9人から8人に、選出議員数を改正するもの（議員提出議案第2号「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」）です。</p>                         |               |
| <p>両議員提出議案については、各会派等より種々意見があり議論等が行われましたが、平成30年3月28日本会議において、議員提出議案第1号は否決され、議員提出議案第2号が可決されました。</p>  |               |
| <p>また、議員報酬の削減については、これまで議会において、議員の活動や市民への影響も考えられることから、慎重な議論が行われてきたところですが、平成29年第4回市議会（定例会）において、平成29年12月1日から平成30年4月30日までの間、議員の報酬月額を2割削減とした議員提出議案第38号「堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例」が提出されました。</p>  |               |
| <p>本議員提出議案については、平成29年11月27日本会議において、質疑・討論が行われ、起立採決の結果、否決されました。</p>   |               |
| <p>なお、平成30年3月27日に、堺市特別職報酬等審議会から出された意見書においては、本市の財政状況や他の政令指定都市との比較などにより、議員報酬の額について改定する状況にはなく、現行のまま据え置きとする、との意見も報告されています。</p>  |               |
| <p>それぞれの議論等の内容については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録を閲覧することができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただくこともできますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>  |               |
| <p>※ 議員定数の削減が議題となった会議名および開催日</p>  |               |
| ・本会議  | 平成30年3月6日     |
| ・総務財政委員会  | 平成30年3月15日    |
| ・本会議  | 平成30年3月28日    |

|  |               |
|--|---------------|
| 番 号  | 陳情第48号        |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |
| 審 査<br>委員会   | 議会運営委員会       |
| 審査日  | 9月26日         |
| (審査結果)   |               |
| 第2項  |               |
| <p>議会は、直接選挙で選ばれた市民の代表である市議会議員によって構成される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担う住民自治の要であります。よって議会は、その役割を果たすため、住民自治の本旨に基づき活動しています。すなわち、議会を構成する議員は、公選された市民の代表として、それぞれ政治的思想・信条をもって議員活動を行っていることから、議会は必ずしも政治的に中立となるものではありません。</p> <p>なお、職員（一般職地方公務員）については、地方公務員法第36条により、一定の政治的行為が制限されていますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> |               |
| 第3項  |               |
| <p>政務活動費の按分については、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適切であることが明らかな場合は、政務活動に要した部分の時間割合や面積割合等に基づき按分を行っております。なお、按分割合については、会派又は議員において、それぞれの状況に応じて適切に判断するものとしていますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>  |               |

|  |               |     |      |  |  |  |
|--|---------------|-----|------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第48号        | 所管局 | 市長公室 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |      |  |  |  |
| 第4項（ニュータウン地域再生室）   |               |     |      |  |  |  |
| 泉北ニュータウンでは、昨年、まちびらき50周年を迎えて、泉北の農産物を生かした取組や、公園・緑道を活用したカフェなどが地域住民主体で企画され、新たな賑わいが生まれたところです。   |               |     |      |  |  |  |
| 今後は、高齢者の「買い物支援」や「移動手段の確保」など、地域が抱える課題解決を公民連携による地域社会のニーズを満たすビジネス（コミュニティビジネス）に繋げるなど、自律的な好循環を生み出していくたいと考えています。   |               |     |      |  |  |  |
| また、今般の近畿大学医学部等の開設については、泉ヶ丘駅前地域の活性化ならびに泉北ニュータウンの再生に向け、まちづくりの観点から将来にわたり大きな効果があると考えております。本市としては、これまででも単位自治会や周辺マンション等を対象に説明会を行ってまいりましたが、校区住民全体に対する説明会の必要性についても認識しております。今後、校区住民全体の説明会開催に向け、調整を進めてまいります。 |               |     |      |  |  |  |
| なお、平成26年7月に大阪府、近畿大学、堺市の3者により締結した「泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定書」では、設置に必要な用地は、大阪府及び堺市から近畿大学に対し有償譲渡することを規定しております。   |               |     |      |  |  |  |
| また、交通混雑が予想される三原台1丁交差点をはじめとする周辺道路の交通対策につきましては、交通管理者をはじめとする関係者と協議し、安全・安心の観点も踏まえ、取り組んでまいります。  |               |     |      |  |  |  |
| 今後とも、泉北ニュータウンを「住んでよし」「遊んでよし」「学んでよし」「働いてよし」の四方よしのまちとするため、泉ヶ丘駅周辺及び梅・美木多駅前広場の再整備やまちの魅力発信、団地リノベーションに対する補助事業、近畿大学医学部及び附属病院の開設を見据えた健康新づくりの取組などハード・ソフト両面の取組を進めてまいります。                                     |               |     |      |  |  |  |

|  |               |     |     |  |  |  |
|--|---------------|-----|-----|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第48号        | 所管局 | 総務局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |     |  |  |  |
| <b>第5項（行政部法制文書課）</b>   |               |     |     |  |  |  |
| <p>公文書は、行政における事務及び事業の意思決定等に係る過程を確実に残すためのものであるとともに、その事務及び事業について市民に説明責任を果たすためにも重要なものであり、適正かつ迅速にこれを取り扱い、常にその処理経過を明らかにする必要があります。</p> <p>公文書の管理については、事務処理の方法等に関する見直しや公文書の重要性に係る職員の意識向上など、早急に対応を行い、公文書の適切な取扱いを徹底してまいります。</p>   |               |     |     |  |  |  |
| <b>第6項（行政部情報化推進課・人事部人事課）（上下水道局総務部総務課）</b>  |               |     |     |  |  |  |
| <p>不祥事の再発防止に向け、情報セキュリティの啓発・教育については、全職員を対象にe-ラーニングを実施し、新規採用者、管理職昇任者を対象に情報セキュリティの集合研修を実施するとともに、全職員を対象とした自己点検も実施しているところです。引き続き、職員の意識とスキルの向上に取り組んでまいります。</p> <p>なお、個人情報の取扱いについても、事務基礎講座などにより、職員向けの研修を毎年実施しているところです。</p> <p>また、本市では、職員の心構えや服務規律、綱紀保持の基本方策を定めた「綱紀保持の基本指針」と市職員として守るべき事項等を定めた「職員の心構え」を策定し、職員に周知徹底するとともに、服務に関する研修の実施や服務規律の確保に関する文書通知などを通じて、服務規律の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も引き続き、様々な機会をとらえて職員への周知徹底を図り、職員の適正な服務規律の確保に取り組んでまいります。</p> |               |     |     |  |  |  |
| <b>第7項（人事部労務課）</b>   |               |     |     |  |  |  |
| <p>地方公務員の給与の根本基準については、地方公務員法第24条第2項において、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されております。</p> <p>地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映させるため、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して支給する手当であり、その地域ごとの割合は、国家公務員の規定に準じており、堺市は10%となっております。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p>  |               |     |     |  |  |  |

|  |               |     |     |  |  |  |
|--|---------------|-----|-----|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第48号        | 所管局 | 総務局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |     |  |  |  |
| <b>第8項 (行政部行革推進課) (財政局財政部財産活用課)</b>  |               |     |     |  |  |  |
| <p>本市では、平成26年度から平成29年度を計画期間とする「第2期行財政改革プログラム」に基づき、「市民目線によるゼロベースでの総点検」を基本姿勢として、事務事業改革、市の関与の見直し、業務プロセス改革などの8つの分野における行財政改革に取り組んでまいりました。平成29年度決算見込みにおける行革効果額は50.8億円となり、平成26年度から平成29年度の4年間で299.6億円の行革効果額を創出しました。</p> <p>現在は、平成30年度から平成32年度を計画期間とする「第3期行財政改革プログラム」に基づき、本市の持続的な発展に向けた「質の高い公共サービスの実現」と「弾力的な行財政基盤の構築」を目的として、行財政改革に取り組んでいるところです。本プログラムでは、質と量の改革の取組成果を多面的に測定するため、利用者満足度の向上度合など複数のKPI（重要業績評価指標）を設定していますが、その指標の1つとして、行革効果額を3年間で100億円以上創出することを掲げています。また、平成33年度以降も引き続き行財政改革に取り組んでいくことを見据え、計画期間中に、中長期的な視点を持って、新たな行財政改革の取組を検討する項目として、「家庭ごみの有料化の検討」や「市立幼稚園の再編手法・市立こども園の民営化手法の検討」などを掲げています。</p> <p>「第3期行財政改革プログラム」による行財政改革の取組を通じて、「質の高い公共サービスの実現」や「弾力的な行財政基盤の構築」を図り、「堺市マスタープラン」のリーディングプロジェクトである「堺・3つの挑戦」をはじめ、「市民が安心、元気なまちづくり」や「都市内分権の推進」の着実な推進を下支えしてまいります。</p> <p>また、公共施設の維持管理費や建て替え費用等については、「ライフサイクルコストの削減」、「施設総量の最適化」、「バリュー・アップ」の3つの基本方針に基づき、施設の長寿命化や統廃合・再配置、維持管理経費の削減などに取り組み、財政負担の軽減と平準化を図っています。</p> |               |     |     |  |  |  |
| <b>第9項 (人事部労務課)</b>  |               |     |     |  |  |  |
| <p>本市では、職員の働き方改革を推進するため、昨年5月に『堺市職員「働き方改革」プラン“SWITCH”』を策定し、同プランに基づきワークライフバランスの推進に向けた取組を進めています。とりわけ、長時間労働の是正は喫緊の課題であり、年間時間外勤務360時間超の職員をゼロにする目標を掲げ、すべての職員の働き方への意識の変革を促し、全庁をあげて時間外勤務削減に取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、国の動向も注視しつつ、働き方改革をさらに推し進め、本市で働くすべての職員にとって働きやすい環境を整備することによって、職員一人ひとりが仕事への意欲を高め、能力を最大限に發揮し、ひいては、質の高い市民サービスの実現につなげてまいります。</p>   |               |     |     |  |  |  |

|   |               |     |       |  |  |  |
|---|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第48号        | 所管局 | 危機管理室 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| <b>第10項 (危機管理室防災課)</b>  |               |     |       |  |  |  |
| <p>昨年の台風21号の影響により浸水被害に見舞われましたJR浅香駅周辺の浸水対策としては、上下水道局が雨水管の新設工事を発注し、現在施行中となっています。また、台風21号の対応における検証を踏まえ、浸水被害に対応する府内関係部局及び関係機関で、市内の浸水発生箇所の情報共有や土嚢設置・提供等の役割の再確認、また市民からのお問い合わせについても迅速、的確に対応できるよう対応強化の取組みを進めています。</p>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>災害時の市民窓口については、堺市地域防災計画で規定しており、各区役所企画総務課が市民相談全般を担当します。</p>  |               |     |       |  |  |  |
| <p>市民の皆様に災害に備えるために行っていただきたいこととして、耐震改修や家具固定、備蓄の実践や、災害リスク、避難経路、避難先、避難行動のとり方などの確認等があります。これらを掲載している防災ガイドブックや区別防災マップなどを活用して、お住いの場所のリスクをご確認いただき、適切な避難行動がとれるよう準備をお願いしています。</p>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>津波、河川氾濫、土砂災害に関して、被害が想定される場所や、指定避難所等の避難場所等を「区別防災マップ」として区毎に作成し、平成27年4月及び平成29年5月に市内全戸に配布するとともに、必要に応じて小学校区単位などでの説明会も実施しています。特に、津波からの避難に関しては、津波が想定される区域の小学校ごとに、ワークショップを開催し、地域住民の皆様とともに避難場所や避難ルートを確認しています。それらを記載した津波ハザードマップを津波想定区域の校区ごとに作成し、啓発を行っています。</p> |               |     |       |  |  |  |
| <p>今後も、防災訓練や各種イベントでの防災ブースなど、様々な機会を通じまして、防災ガイドブックや区別防災マップ等の周知に努めてまいります。</p>  |               |     |       |  |  |  |

|   |               |     |       |  |  |  |
|---|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第48号        | 所管局 | 市民人権局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第11項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）   |               |     |       |  |  |  |
| <p>各区の区民評議会では、学識経験者や区域内において公益的な活動に従事している区民、また区域在住・在勤・在学者を対象とする公募委員など、区域の特性に応じたまちづくりや課題の解決に向け、地域性と専門性の両視点による議論が行えるよう委員を選定しております。</p> <p>さらに、区民評議会における議論の状況などについて、広く市民の皆様にご理解をいただきとともに、傍聴者に対するアンケート等を通じて得られる皆様のご意見を議論に反映するため、これまで可能な限り、傍聴にお越しいただきやすい時間帯で開催するほか、市内の大学や堺伝統産業会館で開催するなど、より幅広い世代の方々に傍聴へお越しいただけるよう努めているところです。</p> <p>今後も引き続き、市民の声が区政に反映できるよう、区民評議会のより効果的な運営を進めてまいります。</p> |               |     |       |  |  |  |
| 第12項（人権部人権企画調整課）  |               |     |       |  |  |  |
| <p>本市においては、あらゆる人が尊重される社会の実現をめざし、平成19年に「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行、平成27年3月には、新たな「堺市人権施策推進計画」を策定し、「人権の課題別に取り組む施策」をはじめさまざまな施策を平和と人権を尊重する視点を持って推進してまいりました。</p> <p>今後も、本計画に基づき、人権尊重の理念を市政全般に反映させ、市民の誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。</p>   |               |     |       |  |  |  |

|   |               |     |       |  |  |  |
|---|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第48号        | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| <b>第13項（障害福祉部障害者支援課）（産業振興局商工労働部雇用推進課）</b>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>本市では、障害者の就労支援の専門機関として、障害者就業・生活支援センターを設置し、就労を希望する障害者の方を対象に、能力や特性を把握したうえで、就職に向けた相談支援や就職後の定着支援を行っているところです。</p> <p>また、市内企業における障害者雇用を促進するため、ハローワーク堺との共催により、「障害者雇用促進セミナー」や「さかい障害者就職面接会」を開催しております。</p> <p>今後も、関係機関と連携・協力しながら、障害者の雇用施策を進めてまいります。</p>   |               |     |       |  |  |  |
| <b>第14項（1）（生活福祉部国民健康保険課）</b>  |               |     |       |  |  |  |
| <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことでの財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、平成30年度以降の保険料率については、都道府県が示す標準保険料率に基づいて、各市町村が定めることになりました。</p> <p>本市の平成30年度の保険料率については、本年3月末に市議会で当初予算案が可決されて確定した後、市ホームページや国保のしおりなどに掲載しています。国保加入世帯ごとの保険料については、毎年6月上旬に年間の納額通知書を各世帯主あてに送付しています。</p> |               |     |       |  |  |  |
| <b>第14項（2）（長寿社会部介護事業者課）</b>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、法令に基づき介護事業者に対する指導を行っており、その一環として利用者及び従業者に対する処遇面についても確認を行っています。</p>   |               |     |       |  |  |  |

|  |               |     |       |  |  |  |
|--|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第48号        | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| <b>第15項（1）（長寿社会部地域包括ケア推進課・介護事業者課・介護保険課）</b>  |               |     |       |  |  |  |
| <p>介護予防の取組として、元気な時からの介護予防を啓発するため、健康づくりの自主活動グループの支援や介護予防教室の実施のほか、リーフレットの作成などにより市民周知にも努めています。</p> <p>在宅復帰の支援については、在宅での介護が必要な高齢者の生活を支えるために、在宅医療や介護関係者からの在宅医療に関する情報提供や支援、相談を行う「堺地域医療連携支援センター」を設置するなど、在宅医療・介護の連携強化に向けた体制づくりに取り組んでいるところです。病院から在宅生活に円滑に移行できるよう、引き続き多職種間の連携を進めてまいります。</p> <p>介護老人保健施設において、在宅復帰機能の高い施設が算定できる「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」につき算定の届出があった施設については、実地指導の際、算定要件を満たした運用をしているか、確認を行っています。</p> <p>介護保険制度については、長期的に安定した運営ができ、信頼されるものとなるよう国に対して、かねてから要望しているところです。本市においても、引き続き安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p>              |               |     |       |  |  |  |
| <b>第15項（2）（生活福祉部国民健康保険課・障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・長寿社会部長寿支援課・健康部保健所保健医療課）</b>  |               |     |       |  |  |  |
| <p>国民健康保険の広域化（都道府県単位化）に伴い、平成30年度以降の保険料率については、都道府県が示す標準保険料率に基づいて、各市町村が定めることになりました。ただし、平成30年度から最大6年間は、必要に応じて、市町村独自の激変緩和措置を行うことが認められているため、平成30年度の本市保険料率は、独自の激変緩和措置により、平成29年度とほぼ同水準となっています。</p> <p>国保被保険者1人当たりの保険料の政令指定都市における本市の順位については、平成29年度決算ベースでの順位は集計中ですが、平成28年度決算ベースでは、政令指定都市20市中6番目に安い保険料（高い方から15位）となっています。</p> <p>障害者給付金、難病患者等見舞金及び敬老祝金給付事業については、当初の障害者や難病患者、高齢者に対する激励・補完といった役割を一定果たしたものと判断しているところです。</p> <p>また、本市では限られた財源をより有効に活用しながら、効率的・効果的に市民サービスを実施するため、従来の個人給付型の事業から自立支援を主体に置いた事業へと転換しておりますことをご理解願います。</p> |               |     |       |  |  |  |

|     |               |     |       |
|-----|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第48号        | 所管局 | 健康福祉局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について |     |       |

**第16項（生活福祉部生活援護管理課）**

各区保健福祉総合センター生活援護課の窓口へ生活保護の申請に訪れた方に対しましては、生活保護制度をわかりやすく説明するため、従来から「生活保護のしおり」を作成し懇切丁寧な相談に努めています。本制度や関連施策に改正があった場合には改定を行うとともに、よりわかりやすいものとなるよう努めています。

また、相談を受けた窓口において懇切丁寧な生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。

なお、平成29年度の生活保護費決算額は約470億円となっており、生活保護費につきましては、国が4分の3、本市が4分の1を負担しているところです。

**第17項（障害福祉部障害者支援課）**

本市では、障害のある方の暮らしの場として、住み慣れた地域で生活し続けていただけるよう、グループホームの量的な拡大と、重度障害者も利用できるようグループホームの機能強化を進めているところです。

量的な拡大については、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして市独自の整備費の加算を行っているほか、法人が既存物件を活用して開設する際の改修工事費用、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対してそれぞれ補助を行い、支援策を講じています。

機能強化については、重度重複障害や医療的ケアが必要な方の介護体制を確保するため、生活支援員の増員及び看護師の配置に対して補助を行う「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施しています。本事業については、平成30年度から重度重複障害に対する支援を拡充するとともに新たに強度行動障害を対象とするなどの強化を行っております。

今後とも、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めてまいります。

|   |               |     |         |  |  |  |
|---|---------------|-----|---------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第48号        | 所管局 | 子ども青少年局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |         |  |  |  |
| 第18項（子ども青少年育成部子ども家庭課・子ども相談所虐待対策課）   |               |     |         |  |  |  |
| <p>本市では、子ども相談所と各区子育て支援課を中心に、増加する児童虐待に対して、相互に連携してそれぞれの役割に応じた対応と支援を行っています。子ども相談所では、休日や夜間の時間帯でも24時間通じる子ども虐待ダイヤルを設け、通告から24時間以内に児童の安全確認を行うなど、迅速な対応に努めています。また、状況に応じて一時保護や施設入所措置などの親子分離を行いつつ、その後の家族再構築に向けた支援を担っています。区子育て支援課では、家庭復帰後の家庭の見守りや、親子分離に至らない児童の在宅支援の中心を担うなど、地域において、親子を継続的に支援し、虐待の再発防止または未然防止を図っています。</p> <p>今後も、児童虐待の予防から発見・対応、保護・支援に至るさまざまな場面で、関係機関がそれぞれの機能を發揮し、相互に協力しながら切れのない支援を行ってまいります。</p> |               |     |         |  |  |  |

|  |               |     |       |  |  |  |
|--|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第48号        | 所管局 | 産業振興局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第19項（農政部農水産課）  |               |     |       |  |  |  |
| <p>本市では、堺の農業を支える担い手を育成するため、本格的な就農をめざす方や就農から間もない方を対象とする独自の相談窓口を設け、技術・経営面で指導実績がある相談員が面談による就農相談、アドバイスなどをおこなうとともに、農業技術はあるものの農地がない方への農地の斡旋や利用権取得にむけた支援などをおこなっています。また、各種の補助金、交付金等による就農援助、農業用機械・設備等の整備、栽培技術や農業経営等に関する個別の相談・指導など、市内における就農者のための支援をおこなっています。</p> <p>次に、市民のくらしに農業を活用するため、市民が農業に親しむ機会を提供するフォレストガーデンの運営や市民農園等の開設、市民が食・農とふれあう機会を増やす学校等における農業体験の促進など、堺市農業振興ビジョンに掲げる各種の取組みをすすめています。</p> <p>続いて、農作業中の死亡事故につきましては、平成28年度中に全国で312件（大阪府で4件）発生しており、事故区分別にみると約7割を農業機械作業に係る事故が占めています。</p> <p>これを受け、国では年2回、春と秋に農作業安全確認運動を全国的に展開しており、本市でも府、市及び農協において農業者に対する巡回時の注意喚起、研修会等における情報提供、機関誌やチラシ、ポスター等による啓発などの取組みをおこなっています。</p> |               |     |       |  |  |  |

|     |               |     |       |
|-----|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第48号        | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について |     |       |

#### 第20項（都市計画部都市計画課）

スマートプランニングは、携帯電話基地局データやWi-Fiアクセスポイントのログデータなど、個人単位の移動を集積したビッグデータをもとに、人の動きをシミュレーションし、施策実施の効果を予測した上で、施設配置や空間形成、交通施策などを検討する計画手法です。本市では、集約型のまちづくりを進めていくため、拠点における最適な施設の立地を検討するにあたって、こうした考え方方が有効と認識しており、今後、研究を進めてまいります。

#### 第21項（住宅部住宅まちづくり課）

空家問題の対策として、本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「堺市空家等対策計画」を平成29年3月に策定しています。

同計画に基づき、府内において組織横断的な連携体制を構築するとともに、建築・不動産・法律などの専門分野の関係諸団体との連携を図りつつ、空家の適正管理に関する啓発等の「空家化の予防対策」や月1回の住宅専門家相談等の「空家等の活用・流通対策」に取り組んでいきます。

#### 第22項（建築部建築課・設備課）

公共建築物の建築に係る発注工事におきまして、工事公告時に「建設発生土の処理及び道路交通の安全対策について（お知らせ）」をあわせて掲載しております。その中で、道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー（速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行など）の向上を図るため、予定価格が6,000万円以上の工事については、10t級以上のダンプトラックの前面に、工事名称や受注者名、発注部署名を表示した工事用車両幕の取り付けを義務付けしております。

また、産業廃棄物の運搬に際し、搬出経路や搬出台数等について、事前に市と協議することとしており、車両の分散に努めています。

|     |               |     |       |
|-----|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第48号        | 所管局 | 上下水道局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について |     |       |

第23項（経営企画室）

平成30年2月16日に公表された大阪市水道局発注工事における不適正施工問題を受け、本市においても独自調査を進めていたところ、調査の過程において一部の受注者等から提出された工事書類において偽造が判明しました。

本市において判明した当該偽造問題に関しては、現在、その原因の究明及び再発の防止に向け、外部有識者による検証委員会を設置し、完全公開による検証を行っているところです。

なお、再発防止策のひとつとして、現在施工中の工事にかかる受注者及び担当する市の監督職員に対して講習会を開催するなど、改めて、適正な施工監理を確保するための対策を講じております。

今後も、引き続き検証を進め、事案の全容が判明した段階において、本事案に関する報告書を作成し、公表する予定としています。

また、本事案に関して不正を行った受注者等に対しては、入札参加停止措置を講じるなど、厳正な対処を行い、その対処について公表しているところです。

上下水道局においては、お客様への説明責任を果たすため、積極的な広報・広聴に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願ひいたします。

|   |               |     |          |  |  |  |
|---|---------------|-----|----------|--|--|--|
| 番号  | 陳情第48号        | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件名  | 行政にかかる諸問題について |     |          |  |  |  |
| <b>第24項（学校教育部学校指導課）</b>   |               |     |          |  |  |  |
| <p>本市では、児童・生徒の発達段階や成長過程に応じた一貫性のある学習指導及び生徒指導の下、自尊感情や規範意識を高め、全中学校区において小中一貫教育に取り組むなど、総合的な学力の向上に努めています。</p>   |               |     |          |  |  |  |
| <b>第25項（学校教育部生徒指導課）</b>   |               |     |          |  |  |  |
| <p>いじめや暴力行為については、各学校では、校長のリーダーシップの下、全教職員が組織的に取り組む生徒指導体制を構築し、チーム力を發揮して対応しております。</p> <p>また、教員の指導力向上に努め、児童生徒の居場所と出番のある授業づくりや、互いを認め合い、支え合う集団づくりを通して、自尊感情の高揚、規範意識の育成に取り組んでおります。</p> <p>さらに、家庭訪問や定期的な連絡により、家庭での児童生徒の状況把握に努め、個に応じた学習支援や面談、保護者との懇談等、継続的な関わりを大切にした取組を行っております。</p> <p>今後も、安全で安心な学校づくりに努めてまいります。</p>   |               |     |          |  |  |  |
| <b>第26項（学校教育部・生徒指導課・学校管理部施設課・総務部学務課）</b>  |               |     |          |  |  |  |
| <p>子どもの安全を最優先に考えた危機管理体制の構築に向け、各学校園における危機管理体制の再チェックや危機管理意識の向上に努めています。</p> <p>学校園のブロック塀については、平成30年6月18日の地震発生後、ブロック塀が存在する87の学校園について安全点検を実施し、ひび割れ等劣化があったものや、現行の基準に適合していないおそれがある80校園のブロック塀については全て撤去し、メッシュフェンス等に改修してまいります。</p> <p>通学路の安全対策については、各小中学校において、年度当初に通学路の点検を行っており、改善が必要な場合は、速やかに学校、自治会関係者、道路管理者、所轄警察署、教育委員会事務局等の関係者が合同で現地確認を実施し、道路状況に応じて安全対策に取り組んでおります。</p> <p>また、通学路の安全対策をより円滑に進めるため、事務手順や学校からの依頼様式などをまとめた「堺市通学路交通安全プログラム」を、平成27年10月に策定しております。</p> <p>通学児童の安全対策については、小学校区単位で、「子どもの安全見まもり隊」が組織され、見守り活動が推進されております。</p> <p>また、「子どもを守る大人のスクランズづくり」の一環として、年に2回「小・中学校一斉登下校指導」を行っております。学校と地域が協働し、子どもが実際の通学路を歩きながら指導を受けることで、子ども自身の安全への意識向上を図ることができるよう努めています。</p> |               |     |          |  |  |  |

|  |               |     |          |  |  |  |
|--|---------------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第48号        | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |          |  |  |  |
| 第27項（教職員人事部教職員人事課）   |               |     |          |  |  |  |
| <p>本市においては、ハラスメントについての職員の自己研さんや研修資料に資することを目的に、本年7月に「ハラスメント対応マニュアル」を作成しました。引き続き、あらゆるハラスメントを学校現場から根絶する取組を進め、良好な職場環境づくりに努めてまいります。</p> |               |     |          |  |  |  |

|  |               |     |      |  |  |  |
|--|---------------|-----|------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第49号        | 所管局 | 市長公室 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |      |  |  |  |
| 第1項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）   |               |     |      |  |  |  |
| カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設はじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、本年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立しました。                    |               |     |      |  |  |  |
| IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル依存症や治安悪化などの課題も指摘されているところです。  |               |     |      |  |  |  |
| 今後、国において、IRの設置・運営に係る政省令等が制定され、同法公布後2年以内に国が策定・公表する「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定・公表のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっており、本市としましては、今後もこれらの動向を注視してまいります。 |               |     |      |  |  |  |

|     |               |     |       |
|-----|---------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第49号        | 所管局 | 市民人権局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について |     |       |

**第2項（人権部人権推進課）**

本市では、非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、これまで平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。

今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市としましては、今後とも引き続き、非核平和施策の趣旨に沿った取組について、精査のうえ後援や協力をに行ってまいります。

また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。

**第3項（市民生活部戸籍住民課）**

証明書自動交付機につきましては、平成20年2月より稼働しており、多くの皆様にご利用いただいております。しかし、機器の老朽化、OSのサービス期間の終了に伴うセキュリティ面の影響を考慮し、平成30年12月末をもって廃止します。これに代わるサービスとしてコンビニ交付を平成29年12月より実施しています。コンビニ交付につきましては、現在の証明書自動交付機に比べ利用できる場所や時間が増加することから、市民サービスの向上を目的として導入いたしました。

また、庁舎内でもコンビニ交付と同じサービスを利用していただけるよう、マイナンバーカードに対応した新自動交付機を各区役所の庁舎内に設置することを考えています。

コンビニ交付や新自動交付機をご利用いただくにはマイナンバーカードが必要ですが、このカードはセキュリティ面も安全であり、本人確認の証明書にもなります。ぜひこの機会にマイナンバーカードを取得していただきますようお願い申し上げます。

|  |               |     |       |  |  |  |
|--|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第49号        | 所管局 | 建築都市局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第4項（開発調整部建築防災推進課）  |               |     |       |  |  |  |
| <p>今年の6月18日に発生した大阪北部地震では、ブロック塀等の倒壊が発生し、改めて基準を満たさないブロック塀等の危険が認識されたことから、今年度は、緊急対応として市立小中学校の指定通学路に面したブロック塀等を対象に補助制度を創設しました。</p> <p>現在、市立小中学校、地域の方々や保護者から教育委員会に寄せられた、通学路に面する危険と思われるブロック塀の情報提供を受け、個別に安全点検の実施、安全対策の必要性の啓発、補助制度の案内を行っているところです。</p> <p>指定通学路以外の道路等への補助については、本補助の利用実績、他市の補助制度をふまえて、今後検討してまいります。</p> |               |     |       |  |  |  |
|  |               |     |       |  |  |  |

|   |               |     |          |  |  |  |
|---|---------------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第49号        | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |          |  |  |  |
| <b>第5項（学校管理部施設課・学校教育部）</b>  |               |     |          |  |  |  |
| 本市では、すべての小中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置しております。  |               |     |          |  |  |  |
| 体育館への空調設備（エアコン）の整備については、他市状況を見ながら研究していきます。  |               |     |          |  |  |  |
| <b>第6項（中央図書館総務課）</b>  |               |     |          |  |  |  |
| 開館時間については、堺市立図書館協議会の「今後の中央図書館のあり方について」答申（平成29年3月）を踏まえ、政令指定都市にふさわしい図書館のあり方について、各区の図書館と分館の利便性の向上や費用対効果も含めて、検討してまいります。 |               |     |          |  |  |  |

|   |               |     |      |  |  |  |
|---|---------------|-----|------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第50号        | 所管局 | 市長公室 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |      |  |  |  |
| 第1項（企画部）（健康福祉局健康部精神保健課）   |               |     |      |  |  |  |
| <p>カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設はじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、本年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立しました。</p> <p>IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル依存症や治安悪化などの課題も指摘されているところです。</p> <p>今後、国において、IRの設置・運営に係る政省令等が制定され、同法公布後2年以内に国が策定・公表する「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定・公表のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっており、本市としましては、今後もこれらの動向を注視してまいります。</p> |               |     |      |  |  |  |

|   |               |     |     |  |  |  |
|---|---------------|-----|-----|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第50号        | 所管局 | 総務局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |     |  |  |  |
| <b>第2項（行政部情報化推進課）</b>   |               |     |     |  |  |  |
| <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」という。）やマイナンバーを利用する各事務制度の根拠法の政省令などにより、各窓口に提出される申告書や届出書等の書類にマイナンバー・法人番号を記載することが義務付けられる手続きにおいても、記載されないことにより申告書を不受理とすることは定められていません。</p> <p>窓口での対応としましては、申請書などにマイナンバーを記載することが各制度における法的な義務がある場合においてはその旨を説明し、記載を求めます。それでも記載がない場合は、マイナンバー法第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などによりマイナンバーを確認することとなります。</p> |               |     |     |  |  |  |
| <b>第3項（人事部人材開発課）（財政局契約部調達課）</b>   |               |     |     |  |  |  |
| <p>日本国憲法には、公務員は全体の奉仕者であると規定されています。堺市職員としてこのことを念頭に市政や業務にあたることは当然のことであると認識しており、公務員倫理研修を通じてその徹底を図っています。さらに、憲法に定める国民の権利や義務を十分に踏まえたうえで、日々の業務にあたるよう法律研修や人権研修等も実施しています。今後も引き続き職員研修の充実により、日本国憲法への理解を深め、市政や業務に活かせるよう努めてまいります。</p> <p>また、受託者に対しましても、業務委託契約書のなかで、日本国の法令遵守を規定しているとおり、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ってまいります。</p>                              |               |     |     |  |  |  |

|  |               |     |     |  |  |  |
|--|---------------|-----|-----|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第50号        | 所管局 | 財政局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |     |  |  |  |
| <b>第4項 (契約部契約課) (上下水道局総務部経理課)</b>  |               |     |     |  |  |  |
| <p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件において、規模や難易度等によつては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。</p> <p>このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、公共工事における地産地消という目的を充足することができるものと考えます。</p> <p>今後も、引き続きよりよい制度の運用に努めていきます。</p>   |               |     |     |  |  |  |
| <b>第5項 (税務部税制課)</b>  |               |     |     |  |  |  |
| <p>消費税率(国・地方)は、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、来年10月1日に10%へ引き上げられる予定です。</p> <p>消費税率引上げによる增收分は、社会保障・税一体改革により、子育て、医療、介護、年金などの社会保障の充実に充てられます。第195回国会における平成29年11月17日の所信表明演説の中で、安倍総理大臣は、消費税増税分の使い道を見直し、子育て世代、子どもたちに大胆に投資していく旨表明しています。また、平成30年7月20日の記者会見においても、来年10月から消費税率引上げと合わせ、3歳から5歳までの幼児教育を一気に無償化すると発言しています。</p> <p>地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から反対の意見を申し入れるべき内容ではないと考えております。</p> |               |     |     |  |  |  |
| <b>第6項 (税務部税制課)</b>  |               |     |     |  |  |  |
| <p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えております。</p>  |               |     |     |  |  |  |

|   |               |     |       |  |  |  |
|---|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第 50 号      | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| <b>第 7 項 (生活福祉部国民健康保険課)</b>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、平成 30 年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>本市は、昨年 11 月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大坂府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年 1 月の堺市国民健康保険運営協議会の答申において「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求めること」との意見が付されており、この趣旨を踏まえ、引き続き、大阪府に対し意見を申し述べるとともに、加えて、新制度における運用状況等を検証のうえ、必要に応じて大阪府に提案を行うなど、国民健康保険の持続可能な制度運用に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成 30 年度から最大 6 年間は、必要に応じ、激変緩和措置を行うことが認められており、平成 30 年度の本市保険料率は、独自の激変緩和措置により、平成 29 年度とほぼ同水準となっています。</p> |               |     |       |  |  |  |
| <b>第 8 項 (生活福祉部国民健康保険課)</b>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>国民健康保険料については、世帯の所得及び人数等に応じて賦課しているところであり、一定額以下の所得の世帯については、保険料の軽減を行っています。さらに、災害・失業等により生活が著しく困難となった世帯に対して減免制度を設け、申請により保険料の減免を行っています。換価の猶予申請書は、申し出があった際にご利用いただけるよう、区役所窓口に備えています。なお、保険料及び一部負担金の減免については、本市では平成 30 年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証については、法令の規定に基づいて適正に発行していますが、機械的な一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>   |               |     |       |  |  |  |

|  |               |     |       |  |  |  |
|--|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第 50 号      | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第9項（長寿社会部地域包括ケア推進課）  |               |     |       |  |  |  |
| 急激な高齢化の進展に伴い、公的な福祉サービスだけでは支援の必要な高齢者を支えることが難しくなると考えられます。  |               |     |       |  |  |  |
| 今後、「自助」「互助」「共助」「公助」により、地域でさまざまな主体が相互に力を合わせ、支え合う社会をつくっていくことが、ますます重要になると考えています。  |               |     |       |  |  |  |
| 市民がいつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、必要な時に必要なサービスを提供できる体制づくりを進めることができることが市の責務であると考えており、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進を図るため、条例を制定し、市民等医療介護等関係者が一体となって取り組んでまいります。 |               |     |       |  |  |  |

|  |               |     |         |  |  |  |
|--|---------------|-----|---------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第50号        | 所管局 | 子ども青少年局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |         |  |  |  |
| 第10項（子育て支援部幼保推進課）  |               |     |         |  |  |  |
| <p>人口減少・少子化が進行する中にあって、妊娠から出産、子育てと幅広く切れのない支援を行ない、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくとともに、質の高い教育・保育を実施していくため、限られた財源のもと、様々な施策を実施しているところです。</p> <p>国が少子化社会対策大綱などで多子世帯への支援の充実（3人以上子どもが持てる環境の整備）を掲げる中、市としても、より経済的負担の大きい多子世帯への支援が重要と考え、政令市初の取組みとして、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の保育料無償化を実施しています。</p> <p>さらに、今年度からは対象を第2子に拡大のうえ、2018年度は5歳児、2019年度は4歳児、2020年度は3歳児、2021年度は0～2歳児と順次実施していく計画と/orしますが、すべての子どもの保育料無償化については、現在のところ考えておりません。</p> <p>なお、国において、3～5歳までの全ての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象とする幼児教育・保育の無償化について、現在、2019年10月からの実施に向けた検討が行なわれているところです。</p> |               |     |         |  |  |  |

|  |               |     |       |  |  |  |
|--|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第50号        | 所管局 | 産業振興局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| <b>第11項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）</b>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスタープラン（平成23年3月策定）」に施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>  |               |     |       |  |  |  |
| <b>第12項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）</b>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>本市において家族経営などの小規模企業は、市内全事業所のうち約7割を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>そこで本市では、小規模企業に対し、各種経営相談や大阪府との連携による無担保融資の実施など、きめ細やかな支援を講じております。さらに、今年度からは、「事業承継支援事業」を開始し、将来的な事業承継に向けた準備を促すためのセミナーや個別相談会を開催することで、スムーズな事業承継を促し、市内企業の持続的な経営の実現をめざしております。</p> <p>また、生産性向上特別措置法に基づき、一定の要件を満たした場合、導入した先端設備の固定資産税が3年間ゼロになる等の特例措置がある「先端設備等導入計画」の認定を平成30年6月28日より開始しています。</p> <p>認定の対象者は個人事業主を含む中小企業者で、業種の指定がなく、幅広い事業者が利用できます。また、認定を受けた事業者は、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の補助率の優遇や優先採択を受けることができます。</p> <p>本制度は、先端設備等の導入により生産性の向上をめざす事業者の方に広く活用いただいている状況であり、平成30年8月23日現在、71件の認定件数となっています。</p> <p>今後とも小規模企業の持続的な発展に向けて、振興施策の強化に努めてまいります。</p> |               |     |       |  |  |  |

|  |               |     |       |  |  |  |
|--|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第50号        | 所管局 | 産業振興局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第13項（商工労働部商業流通課）   |               |     |       |  |  |  |
| <p>本市では、関係機関と共同で、3年ごとに消費者の購買行動や意識などを把握するため、アンケートによる商圈実態調査を実施しております。平成30年度は、その調査年となっており年内に調査結果をまとめる予定となっております。</p> <p>今後とも、商圈実態調査をはじめ商業者の意識調査を行うなど、その調査結果を踏まえて学識者のアドバイスなどを受けながら、商業活性化施策の企画・立案を図ってまいります。</p>   |               |     |       |  |  |  |
| 第14項（商工労働部商業流通課）（建築都市局都市計画部都市計画課）  |               |     |       |  |  |  |
| <p>本市では、集約型都市構造の形成に向け、無秩序な市街地拡大の抑制や地域地区の指定等による、住居・商業・工業などの市街地の計画的な土地利用を図るとともに、都市の核となる拠点を中心とした都市整備、都市機能集積を進めているところです。</p> <p>大規模小売店舗の出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要となっております。その内容としては、大規模小売店舗周辺地域の生活環境保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲において配慮を求めております。加えて、大規模小売店舗には、需給調整や合理的でない過度な負担を求めてはいけないとされております。</p> <p>一方、国では、出退店時の対応などについては、大規模小売店舗の社会的責任として、自主的な取り組みを促すこととしております。本市では、大規模小売店舗による自主的な取り組みを促進していく観点から、雇用面などでの地域経済活性化協力や店舗撤退時の対策などについて地域貢献活動計画書での記載を求めております。</p> |               |     |       |  |  |  |
| 第15項（商工労働部産業政策課）   |               |     |       |  |  |  |
| <p>小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度について、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。</p>   |               |     |       |  |  |  |

|  |               |     |          |  |  |  |
|--|---------------|-----|----------|--|--|--|
| 番号   | 陳情第50号        | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件名   | 行政にかかる諸問題について |     |          |  |  |  |
| 第16項（総務部学務課）   |               |     |          |  |  |  |
| 就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営しております。      |               |     |          |  |  |  |
| 本市では、厳しい財政状況の中で就学援助施策の継続を図るため、現在の所得認定基準で実施しているところです。 |               |     |          |  |  |  |
| 今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。           |               |     |          |  |  |  |



|   |                 |     |      |  |  |  |
|---|-----------------|-----|------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第51号          | 所管局 | 市長公室 |  |  |  |
| 件 名   | 近畿大学医学部附属病院について |     |      |  |  |  |
| 第1項（ニュータウン地域再生室）  |                 |     |      |  |  |  |
| <p>平成29年7月以降、本件に関する住民説明を現在まで合計25回にわたり、校区定例会をはじめ、単位自治会、周辺マンション等の方々を対象に、堺市が主となり大阪府、近畿大学とともに実施してまいりました。</p> <p>住民説明会において出された意見を受け、近畿大学が行う施設計画に関しては、当初15階建てであった病棟が10階程度に引き下げられるとともに、病棟の配置が当初計画より周辺マンションからできる限り離れた位置に配置すること等の変更がなされております。また、公園の再整備に関しても、これまで通行できる幅が3メートル程度であった緑道を、両側の植栽帯を含め約10メートルに拡幅する計画にするとともに、これまで活用されていなかった急な傾斜地を緩やかにすることで、利活用できる緑空間を創出する計画にする等、住民説明会での意見等を受けた内容としてきております。</p> <p>今後とも、引き続き住民意見を聴きながら、大阪府、近畿大学と協議を重ね、住民説明にも努めてまいります。</p> |                 |     |      |  |  |  |

|  |                 |     |      |  |  |  |
|--|-----------------|-----|------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第51号          | 所管局 | 市長公室 |  |  |  |
| 件 名  | 近畿大学医学部附属病院について |     |      |  |  |  |
| 第2項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）（建設局公園緑地部公園監理課）   |                 |     |      |  |  |  |
| <p>「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」は、泉ヶ丘駅前地域の活性化に取り組むため、平成23年3月に大阪府、堺市、UR都市機構、大阪府住宅供給公社等で構成する「泉北ニュータウン再生府市等連携協議会」が策定したものです。</p> <p>平成23年の初版でも、生活サービス機能に対する居住者の視点として「病院・医療施設の設置を望む」ことが示されており、今後の方向性と取組内容として、「駅前地域に、大学等のキャンパス、学校教育機関、学生が集う交流センター等の誘致を進める」ことや、「活用可能用地において、若者を中心とする学校教育機関を誘致する」こと、「公園や各施設を活用した健康づくりの促進を図っていく」こと等の方針を掲げております。そして、それを実施するゾーンとして、田園公園を含むエリアを「教育・スポーツ交流ゾーン」として位置付け、学校教育機関の誘致や高齢者向けの健康づくりに取組む方針としていたものです。</p> <p>このように、初版においても学校教育機関の誘致や、健康づくりの促進を方針として掲げており、これらの方針のもと、平成26年7月に締結した大阪府、近畿大学、堺市による基本協定書を受け、近畿大学医学部等の開設を踏まえ、泉ヶ丘駅前地域のさらなる活性化を図っていくこととしております。については、本件の近畿大学医学部等の開設は、初版のビジョンも含めて、コンセプトに合致するものであり、現在もビジョンに沿ったまちづくりを進めているところです。</p> <p>なお、駅前地域の緑に関しては、田園・三原公園等の利便性や魅力向上を図る再整備を行うとともに、大蓮公園も含め、憩う“みどり”、遊ぶ“みどり”を創出し、駅前からのアクセスを高め、緑のネットワークを強化することとしており、“みどり”を特徴としたまちづくりを推進してまいります。</p> <p>また、「近畿大学医学部移転に伴う医学部附属病院再編計画（素案）」につきましては、丁寧に議論、調整をいただくよう大阪府に対して伝えてまいります。</p> |                 |     |      |  |  |  |

|  |                 |     |       |  |  |  |
|--|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第51号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名  | 近畿大学医学部附属病院について |     |       |  |  |  |
| <b>第3項（健康部健康医療推進課・保健所感染症対策課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>大規模災害発生時等に備え、医療救護活動訓練は必要と考えております。</p> <p>ヘリコプターの発着を伴う訓練を行う際には、飛行場以外の場所において航空機が離着陸を行うこと（場外離着陸）に関し、人の安全を確保する観点等から、国土交通大臣の許可を受けるものと考えております。</p> <p>次に、これまでに基幹病院の移転に伴う周辺地域での大規模な感染症の発生事例の報告は受けておりません。また、基幹病院では、医療法に基づき、感染症マニュアルの作成など感染症対策を講じることとされています。</p> |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第4項（健康部健康医療推進課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| 近畿大学医学部及び附属病院の本市での設置は、高度先進医療や研究機能の充実等による南大阪地域の医療機能向上に寄与するものと考えております。   |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第5項（健康部健康医療推進課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>近畿大学附属病院は、高度先進医療を提供する立場と考えております。</p> <p>なお、特例の適応については、大阪府が厚生労働省と病院開設に関して協議を行うものと考えております。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第6項（健康部健康医療推進課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| 特例の適応については、大阪府が「近畿大学医学部移転に伴う医学部附属病院再編計画」（素案）を計画として取りまとめ、厚生労働省と病院開設に関して協議を行うものと考えております。   |                 |     |       |  |  |  |

|     |                 |     |     |
|-----|-----------------|-----|-----|
| 番 号 | 陳情第 51 号        | 所管局 | 建設局 |
| 件 名 | 近畿大学医学部附属病院について |     |     |

第 7 項 (公園緑地部公園監理課)

陳情いただいたい泉ヶ丘プールの移転理由については、これまで平成 27 年 3 月 24 日の堺市庁議事要旨にありますとおり、建設局長の答弁にて「今回の泉ヶ丘プールの移転の検討に至ったのは、平成 26 年 7 月 16 日に泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定を締結したことによるもの」と説明しております。

しかしながら、お示しいただいたとおり泉ヶ丘プールは、大浜プールや金岡プールに比べて利用者数が突出して多いため、施設の老朽化により漏水していることも事実ですので、地元説明会等では泉ヶ丘プールの老朽化についてもご説明したしたいです。

今後も事実に基づいて住民の皆様にご説明いたしますので、ご理解ご協力をお願い致します。

|  |                 |     |     |  |  |  |
|--|-----------------|-----|-----|--|--|--|
| 番号   | 陳情第52号          | 所管局 | 総務局 |  |  |  |
| 件名   | 聴覚障害者施策等の充実について |     |     |  |  |  |
| 第1項 (行政部総務課)   |                 |     |     |  |  |  |
| <p>非常時の情報を視覚的にお知らせする有効な設備として光警報装置等がありますが、そうした防災設備の増設にあたっては、市役所本館地下1階だけでなく、本庁舎全体の防災システムの中で、既設の防災設備への影響や連動性を十分に検証する必要があります。</p> <p>今後、すべての利用者に対して、安全かつ確実に情報を伝達できる仕組みとなるよう調査・研究してまいりたいと考えております。</p> |                 |     |     |  |  |  |

|   |                 |     |       |  |  |  |
|---|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第52号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名   | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| <b>第2項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」については、手話を言語として位置づけ、市民に対する手話への理解促進や普及を図るとともに手話だけでなく障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することを目的として、平成29年4月から施行しております。</p> <p>条例の理念を実現するにあたり、「施策の推進方針」に基づく実効性のある取組を進めいくためにも条例第9条に規定するとおり障害当事者や有識者などから意見を聞きながら、施策に反映することにより、障害者のコミュニケーション支援のための施策を進めてまいります。</p>                                     |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第3項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>平成30年度から平成32年度を計画期間とする第5期障害福祉計画の策定に際しては、堺市障害者施策推進協議会の障害福祉計画策定専門部会において、障害当事者や関係団体の代表者等からご意見をいただきながら策定しました。</p> <p>障害福祉施策の推進にあたっては、適宜、障害当事者や関係団体の代表者等のご意見を伺うなど、現状の課題やニーズ等の把握に努めてまいります。</p>   |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第4項（障害福祉部障害施策推進課）（危機管理室防災課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>本市では、平常時は、聴覚障害者情報提供施設において、ボランティアの登録手話通訳者等の派遣をはじめ、聴覚障害者へのさまざまな支援を行っているところです。しかしながら、災害時には、支援者も被災者となる可能性があり、平常時と同様の体制を確保することが困難と予想されます。</p> <p>そのような状況の中で、災害時に、聴覚障害者情報提供施設がどのような役割を担っていくべきかについては、堺市全体の防災体制のあり方の中で検討してまいります。</p> <p>また、アンブルボードにつきましては、避難所等における聴覚障害者への情報提供のために役立つ物品の1つとは認識していますが、現在のところ、各区役所に設置することは考えておりません。</p> |                 |     |       |  |  |  |

|  |                 |     |       |  |  |  |
|--|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番号   | 陳情第52号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件名   | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| 第5項（障害福祉部障害施策推進課）（危機管理室防災課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>災害時における市と健康福祉プラザとの連携については、堺市全体の防災体制のあり方の中で検討しているところです。</p> <p>また、災害時に聴覚障害者を支援するため、必要な備品の取扱いについては、さまざまなおの方々の意見をお聞きしながら、研究してまいります。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| 第6項（障害福祉部障害施策推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>警察への連絡についてもファックス、メールでも緊急連絡ができます。</p> <p>事故の内容、用件、発信者の連絡先を明記して次の連絡先に送付してください。</p> <p>緊急FAX 110番：FAX 06-6941-1022（大阪府警察本部）</p> <p>緊急メール110：m110@police.pref.osaka.jp ※緊急の用件以外は使用できません。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| 第7項（障害福祉部障害施策推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>ハローワーク堺では、月2回（第2・第4金曜日の13時から17時）手話通訳者を配置し、それ以外の日程では、担当職員が筆談等を行い、コミュニケーションを行っているとのことです。</p> <p>また、本市におきましては、聴覚障害者相談員を各区役所に配置しており、聴覚障害者等の社会参加及び日常生活に関する相談に応じて必要な支援を行っておりますので、ご相談ください。</p>   |                 |     |       |  |  |  |
| 第8項（障害福祉部障害施策推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>障害福祉部及び各区地域福祉課で障害福祉関係業務を新たに担当することとなった職員を対象に年度当初に研修会を実施しており、その機会を活用して手話を学ぶ時間を設けております。</p> <p>また、今年度は各区役所において窓口職員向け手話研修を実施する予定としております。</p> <p>なお、昨年度より庁内各課職員を対象として、手話をはじめとする障害のある方とのコミュニケーションに係る研修を実施しております。</p> <p>講師の依頼先につきましては、研修の趣旨や内容に応じて、その都度選定してまいります。</p> |                 |     |       |  |  |  |

|   |                 |     |       |  |  |  |
|---|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番号  | 陳情第52号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件名  | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| <b>第9項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>手話通訳者派遣事業における登録手話通訳者の登録試験につきましては、聴覚障害者の情報保障を適切に行うことができる知識や技術等を有する人員の確保が必要であることから、視覚・聴覚障害者センターの協力も得ながら、本市が責任を持って実施しております。</p> <p>質の高い手話通訳者を確保できるよう、養成、試験、派遣を一貫して行うことの妥当性を含め、効果的かつ効率的なあり方を引き続き検討してまいります。</p>                                     |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第10項（障害福祉部障害施策推進課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>本市主催の行事等への手話通訳者の派遣については、今後も全庁的に周知するとともに、民間団体主催の行事等に関しては、主催者において配慮がなされるよう周知してまいります。</p>   |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第11項（障害福祉部障害施策推進課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>頸肩腕特殊検診については、視覚・聴覚障害者センターで登録手話通訳者全員を対象に問診を行っており、医師の診断が必要な方について、受診の機会を設けています。</p> <p>今後も継続して検診を実施するとともに、手話通訳者研修の中でストレッチングや頸肩腕障害についての知識の普及などに努めてまいります。また、通訳が長時間にならないよう交代を徹底し予防に配慮してまいります。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第12項（障害福祉部障害施策推進課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>登録手話通訳者の派遣先が必ずしも病院に限定されておらず、感染リスクに係る分析が困難なため、予防の対策を行うことは難しいと考えております。</p>   |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第13項（障害福祉部障害施策推進課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>現在実施している「手話通訳者養成講座」は今後も引き続き実施していく予定です。</p> <p>また、カリキュラム内容については、国が示しているカリキュラム等を踏まえつつ、必要に応じて関係者と意見交換等を行いながら、今後とも内容の充実に努めてまいります。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第14項（障害福祉部障害施策推進課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>登録手話通訳者のスキルアップにつきましては、視覚・聴覚障害者センターにおいて、定期研修や実技研修等を実施しているところです。また、平成29年度には、登録手話通訳者の技術向上を図るため、実技研修の実施回数を拡充させたところです。今後も研修内容については、登録手話通訳者の技術向上に資する内容となるよう、必要に応じて、検討してまいります。</p> <p>研修実施の時間帯につきましては、受講率や受講者の意見等を踏まえながら、より多くの方が受講できるよう、努めてまいります。</p> |                 |     |       |  |  |  |

|  |                 |     |       |  |  |  |
|--|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番号   | 陳情第52号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件名   | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| <b>第15項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>視覚・聴覚障害者センターでは、登録手話通訳者のスキルアップを図るため、各種研修会を開催しております。今後とも、研修内容等の充実に努め、障害の理解の促進と技術向上に取り組んでまいります。</p>                  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第16項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>視覚・聴覚障害者センターにおいて、手話講習会等の講師に対して研修を実施しているところであり、別途、講師のスキルアップを目的とした研修費用の補助については、現在のところ考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。</p> |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第17項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>視覚・聴覚障害者センターの開所時間については、当該施設の指定管理者により提案された内容に基づき、定めているところです。</p>   |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第18項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>現在、健康福祉プラザへのアクセスにつきましては、最寄りの「旭ヶ丘・健康福祉プラザ前」バス停を経由する堺東駅前～泉ヶ丘駅前の南海バスが30分に1本程度運行しているところです。</p>                        |                 |     |       |  |  |  |
| <p>現状では公共交通機関等をご活用いただくことをお願いしておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第19項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>健康福祉プラザにおいては、開所時間帯を通じて、1階窓口に手話通訳が可能な職員等を常時1名以上配置しております。また、プラザ内の視覚・聴覚障害者センターには、手話通訳ができる職員が複数名在籍しております。</p>         |                 |     |       |  |  |  |
| <p>加えて、健康福祉プラザ内では、職員向けの手話研修を開催しており、利用者サービスの向上に努めているところです。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第20項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>各区役所には、保健福祉総合センターの窓口に聴覚障害者相談員を配置しております。</p>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>各区役所内に設置している障害者基幹相談支援センターにおいては、聴覚障害者相談員との連携を図ることで、適切な相談ができるように取り組んでまいります。</p>                                     |                 |     |       |  |  |  |

|   |                 |     |       |  |  |  |
|---|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番号  | 陳情第52号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件名  | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| 第21項（障害福祉部障害施策推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>聴覚障害者相談員は、聴覚障害者が安心して生活できるよう日常の諸問題に関する相談に対応しており、相談があった際には、ご本人と十分コミュニケーションを図りながら、問題解決に努めているところです。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| 第22項（障害福祉部障害施策推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>聴覚障害者相談員については、現状の相談者数や相談件数の実態等を考慮し、現在のところ正職員による聴覚障害者相談員の配置及び南区を除く複数体制化については困難と考えております。</p>   |                 |     |       |  |  |  |
| 第23項（障害福祉部障害施策推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>本市におきましては、聴覚障害者が安心して生活できるよう、全区役所に配置している聴覚障害者相談員が日常の諸問題に関する相談に対応しております。相談があった際には、ご本人と十分コミュニケーションを図りながら、問題解決に努めており、現在のところ、生活相談員を別途配置することは考えておりません。</p> |                 |     |       |  |  |  |
| 第24項（障害福祉部障害施策推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>各区役所保健福祉総合センターの窓口において、聴覚障害者の日常の諸問題に関する相談は、聴覚障害者相談員が対応しているところですが、現状のところ、本市公的機関の全窓口において手話ができる職員を配置することは困難であると考えております。</p>                              |                 |     |       |  |  |  |
| <p>なお、昨年度より、庁内各課職員を対象として、手話をはじめとする障害のある方とのコミュニケーションに係る研修を実施しており、今年度はさらに各区役所の窓口職員向け手話研修を実施する予定です。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>講師の依頼先につきましては、研修の趣旨や内容に応じて、その都度選定してまいります。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| 第25項（障害福祉部障害施策推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>本市では、障害者の社会参加を促進するため各施策を講じているところです。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>しかしながら、市民や市民団体の活動は、それぞれの自主性に委ねられており、施設の確保についても、各々の市民や市民団体等にお願いしているところです。</p>   |                 |     |       |  |  |  |
| 第26項（障害福祉部障害施策推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>病院等の医療機関におきましては、聴覚障害の方に限らず、患者と医師等医療従事者との意思疎通が充分に行われ、信頼関係に基づいた医療が提供されることが重要です。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>本市といたしましては、病院等の医療機関に対し、手話講習会をご参加いただけるよう、機会を捉えて周知に努めてまいります。</p>   |                 |     |       |  |  |  |

|  |                 |     |       |  |  |  |
|--|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番号   | 陳情第52号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件名   | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| <b>第27項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>堺市総合医療センターにおきましては、平日の8時30分から17時まで常時手話通訳者を配置しております。</p> <p>本市といたしましては、病院等の医療機関に対するご要望の趣旨や手話講習会への参加については、機会を捉えて働きかけてまいります。</p> <p>なお、入院中については、必要に応じて聴覚障害者相談員もしくは手話通訳者の派遣を行っておりますので、当該制度もご利用ください。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第28項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| 病院に対するご要望の趣旨については、機会を捉えてお伝えしてまいります。  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第29項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>国における字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成19年10月総務省策定）に基づき、字幕放送時間数や取り組みは増えております。</p> <p>今後、機会を捉えて字幕放送普及の要望をしてまいります。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第30項（障害福祉部障害施策推進課）</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>各高速道路会社において、故障・事故・救急・火災などの状況をボタンで通報することができる非常電話の設置や、受話器を上げてから受話器を叩くなどの合図による通報への対応などを実施しておりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。</p>   |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第31項（長寿社会部介護事業者課）</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）」に基づき、広域型特別養護老人ホームを整備するに当たり、聴覚障害者対応ユニットを設けることを評価することとし、事業者の公募を行いました。その結果、平成30年4月に開設された広域型特別養護老人ホームにおいては、聴覚障害者対応ユニットが設けられており、手話ができる職員の採用、養成についても積極的に取り組まれているところです。</p> <p>他の既存施設における聴覚障害者対応設備の設置や手話のできる職員の養成、採用などについては、運営法人・施設に対し、その啓発に努めてまいります。</p> |                 |     |       |  |  |  |

|   |                 |     |       |  |  |  |
|---|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第52号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名   | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| 第32項（長寿社会部地域包括ケア推進課）  |                 |     |       |  |  |  |
| 各区役所にある基幹型包括支援センターにおいては、各区に配属している聴覚障害者相談員との連携等を図り、適切な相談ができるように取り組んでおります。  |                 |     |       |  |  |  |
| 第33項（長寿社会部長寿支援課）  |                 |     |       |  |  |  |
| 受益者負担の適正化の観点から、冷暖房費用を徴収しておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。   |                 |     |       |  |  |  |
| 第34項（長寿社会部長寿支援課）  |                 |     |       |  |  |  |
| 受益者負担の適正化の観点から、利用料を徴収しておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。   |                 |     |       |  |  |  |
| 第35項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・長寿社会部介護事業者課）   |                 |     |       |  |  |  |
| 本市としましても、福祉サービス事業所における人材の育成は重要であると考えており、事業所向けにさまざまな研修会を実施しているところです。   |                 |     |       |  |  |  |
| 今後とも、機会を捉え、障害当事者のご意見や受講者のニーズ等を踏まえながら、研修内容を検討してまいります。  |                 |     |       |  |  |  |
| 加えて、事業所の職員が手話等に対する理解を深めていただけよう、本市が主催する手話講習会等の周知にも努めてまいります。  |                 |     |       |  |  |  |
| 第36項（障害福祉部障害施策推進課）（危機管理室防災課）  |                 |     |       |  |  |  |
| 本市では、24時間365日、市民の皆様に情報を正しく伝達するため、視覚的なツールとして、おおさか防災情報メール、インターネット、ホームページ、テレビ、災害情報FAX、ツイッターなどにより、防災情報の発信を行っています。   |                 |     |       |  |  |  |
| また、「堺市避難所運営マニュアル」においては、「聴覚障害者には、広報掲示板を設置するなどし、音声により連絡する場合は、必ず文字で掲示する。」ことなど、避難所における要配慮者への対応を障害種別ごとに記載しています。災害時における避難所での情報発信については、避難所運営の地域の担い手の皆様に理解していただき、共に考えていくことが大切であると認識しています。 |                 |     |       |  |  |  |
| 今後とも、障害のある方が安心して情報を受けることができるよう、さまざまな方々の意見をお聞きしながら進めてまいります。  |                 |     |       |  |  |  |

|  |                 |     |       |  |  |  |
|--|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第52号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名  | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| <b>第37項 (障害福祉部障害施策推進課)</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>平成26年度より、大阪府・大阪市・堺市及び府内中核市（東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市）と合同で「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」を実施しており、盲ろう者通訳・介助者の養成研修を行っております。</p> <p>また、本市登録手話通訳者にも、養成研修の案内を送付し、周知を行っているところです。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第38項 (障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>平成26年度より、大阪府・大阪市・堺市及び府内中核市（東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市）と合同で「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」を実施しており、1年間で1080時間利用できます。また、障害者総合支援法に規定する同行援護についても、月50時間利用することができますので、現行の制度利用をお願いいたします。</p>  |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第39項（1）(障害福祉部障害者支援課) (建築都市局交通部公共交通課)</b>  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>重度障害者福祉タクシー利用料金助成制度については、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>本市の財源に限りがあるなか、現在のところ利用枚数を増やすことについては考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について、今後も国に財政措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p> <p>また、おでかけ応援制度は、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートした制度であり、その後、平成25年度から公共交通の利用促進という観点を踏まえ、利用対象日の拡充を図ってきております。</p> <p>おでかけ応援バスの利用対象者は、現在も設立当初の「65歳以上の高齢者」であることを継承しております。このことは増大する高齢者の利用が路線バス網の維持確保に大きく貢献している現状を考慮したものです。</p> <p>障害者については、民間バス会社等が実施する各種割引制度が設けられており、障害者本人とあわせて、介護者についても、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取り組みについて検討していきたいと考えております。</p> |                 |     |       |  |  |  |
| <b>第39項（2）(障害福祉部障害施策推進課)</b>   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>各区役所には、聴覚障害者相談員を配置しており、盲ろうの方と触手話（手話）等を通じて、意思疎通を図っているところです。</p>  |                 |     |       |  |  |  |

|  |                 |     |       |  |  |  |
|--|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第52号          | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名  | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| 第40項 (障害福祉部障害者支援課・障害施策推進課)   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活基盤となるグループホームの整備を促進するため、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして市独自の整備費の加算を行っているほか、法人が既存物件を活用して開設する際の改修工事費用、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対してそれぞれ補助を行い、支援策を講じています。</p> <p>また、グループホームをはじめ、指定事業者に対して、障害の理解や利用者の障害特性に応じた適切な職員配置をするよう、指導しているところです。併せて、グループホームなどの、障害福祉サービス事業所等に対し、手話講習会に参加いただけるよう、機会を捉えて周知に努めています。</p>                              |                 |     |       |  |  |  |
| 第41項 (障害福祉部障害者支援課)   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」については、視覚・聴覚・言語障害に重度の障害がある利用者への支援として意思疎通に関し専門性を有する職員を配置する事業所に報酬を加算する制度であり、複数のグループホームを併せて運営している場合においても一つの事業所として一定数以上の職員の配置がされていること等が加算の要件とされているところです。</p> <p>現在のところ、本市独自の加算などは困難と考えておりますが、加算要件の緩和など国への要望等の必要性については、引き続き研究してまいります。</p> <p>また、コミュニケーション支援機器設置のための補助金の創設については、現在のところ実施する予定はありませんが、グループホームの居室部分で使用する日常生活用具については、給付の対象としている場合もありますので、個別にご相談いただきますようお願いします。</p> |                 |     |       |  |  |  |
| 第42項 (障害福祉部障害施策推進課)  |                 |     |       |  |  |  |
| <p>NPO障害者団体連合会への活動補助金の復活及び人件費補助につきましては、本市の財源に限りがあり、困難な状況ですのでご理解のほどお願いいたします。</p>  |                 |     |       |  |  |  |

|  |                 |     |       |  |  |  |
|--|-----------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第52号          | 所管局 | 建築都市局 |  |  |  |
| 件 名  | 聴覚障害者施策等の充実について |     |       |  |  |  |
| 第43項（交通部公共交通課）   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>市内鉄道駅における電光掲示による情報提供設備につきましては、3駅を除き、ホーム又は改札付近に設置されている状況でございます。また、電光掲示板の設置されていない駅につきましては、掲示板及び駅係員による案内を行っていると伺っております。</p> <p>列車内の情報提供設備につきましては、地下鉄御堂筋線は対応が完了しておりますが、その他の路線では車両の更新に合わせて対応が進められているところでございます。</p> <p>市といたしましては、更なる電光掲示による情報提供設備の充実や活用について、引き続き鉄道事業者に対応を求めてまいります。</p>                              |                 |     |       |  |  |  |
| 第44項（交通部公共交通課）   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>本市では、南海本線と南海高野線の4駅が無人駅、また、南海本線の2駅とJR阪和線の4駅が時間帯によって窓口が閉鎖されている、いわゆる時間帯無人駅となっており、事業者に対して駅員の常時配置を継続して要望しているところです。</p> <p>また、テレビ電話機能付き「駅係員およびだいインター」を設置して多様なニーズに対応している事例も既にあることから、聴覚障害のある方などへの当面の対応として、こうした設備の導入も検討いただくよう働きかけています。</p> <p>今後も、すべての人が安心して利用できる駅となるよう、鉄道事業者に対応を求めてまいります。</p>                         |                 |     |       |  |  |  |
| 第45項（交通部公共交通課）   |                 |     |       |  |  |  |
| <p>ご要望の内容についてバス事業者にお伝えしましたところ、「バス停上屋は、各停留所の利用状況及び設置条件等を勘案し、可能な範囲で設置しております。またバスの運行状況については、パソコンや携帯電話・スマートフォン等でバスの運行情報を確認することができる「バスロケーションシステム」を導入しておりますので、そちらをご利用いただくことで運行状況を把握いただけます。ソーラー式電光掲示板の設置に関しては、費用が高額になることから慎重な判断が必要となります。」との回答がございました。</p> <p>市といたしましては、バス利用者の快適性や利便性を高められるよう、バス事業者に引き続き対応を求めてまいります。</p> |                 |     |       |  |  |  |

|   |                 |     |          |  |  |  |
|---|-----------------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第52号          | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名   | 聴覚障害者施策等の充実について |     |          |  |  |  |
| 第46項（学校教育部学校指導課・中央図書館総務課）   |                 |     |          |  |  |  |
| <p>市立小中学校では、各学校の教育目標等に沿って選書を行い、手話に関する図書を含め、読書や学習に必要な図書を計画的に揃えております。</p> <p>また、本市立図書館では、手話に関する図書や辞書を閲覧室に配架し、市民の方々に提供しております。今後とも手話関係資料の充実に努めてまいります。</p> |                 |     |          |  |  |  |

|   |               |     |       |  |  |  |
|---|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第53号        | 所管局 | 市民人権局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| 第1項（美原区役所自治推進課）   |               |     |       |  |  |  |
| <p>堺市美原地域愛補助金事業は、平成17年度から平成26年度まで実施していた事業で、堺市美原地域愛基金を原資として、美原区の区域の発展とその住民福祉の向上を図ることを目的として、地区ごとに施設や設備の整備事業に対して補助金を交付する事業です。</p> <p>ご指摘の「大保老人福祉会館の増築工事事業」につきましても、平成17年度に当補助金の交付を受けて実施された事業です。</p> <p>まず、土地所有名義については、従来、町内会（地区）等は法人ではないため、それらが所有する不動産であっても、町内会（地区）名では登記できませんでした。</p> <p>そこで、当該地区から申請にあたり、「やむなく登記簿上は当時の地区代表者の共有名義となっているが、実質的な所有者は地区である」旨の申し出がなされ、それを受け、「地縁団体の認可について協議し、会館増設用地の所有権移転を検討すること」を条件に付すことで事業実施にあたっての差支えがないと判断したものです。なお、現在は、当該地区については地縁団体の認可を受けており、当該土地についても地区名義となっております。</p> <p>次に、建築確認については、当該地区から検査機関に申請がなされ、建築基準法第6条の2第1項の規定による「確認済証」、また、同法第7条の2第5項の規定による「検査済証」についても交付を受けております。</p> <p>次に、工事の請負契約の手続きについては、堺市美原地域愛補助金交付要綱上では補助事業者による入札を求めておらず、当時は複数の業者の経費見積書の添付をもって足りることとしていたものです。</p> <p>以上のことから、当事業につきましては、適切に執行されております。</p> <p>また、その他として列挙されているコミュニティ備品（地車）購入事業、まつり関係備品購入事業、放送設備整備事業につきましても、適切に執行されておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p> |               |     |       |  |  |  |

|  |               |     |       |  |  |  |
|--|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第53号        | 所管局 | 上下水道局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| <b>第2項 (経営企画室)</b>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>現在、水道事業は施設の老朽化対策や耐震化が必要となる一方、将来、人口減少などによる水道料金収入の減少が想定されています。</p> <p>これに対し本市では、アセットマネジメントによる事業量と費用の平準化や官民連携、業務の効率化等による経営改善に取り組んでいます。</p> <p>この結果、水道ビジョンの計画期間内（平成28年度から平成37年度まで）は、施設の老朽化対策や耐震化など、市民の安全・安心に必要な事業を行いつつ、経営の安定性を確保できる見込みです。</p> <p>そのような中、平成30年4月1日に、大阪広域水道企業団が水道用水供給料金を改定し、1m<sup>3</sup>あたり3円の値下げを行いました。</p> <p>本市はすべての水道水を大阪広域水道企業団から購入しているため、水道用水供給料金の値下げにより、水道ビジョンの収支見通し（収支計画）に比べ、水道水の購入費用である受水費が軽減されることとなります。</p> <p>そのため、この受水費の軽減分をお客さまに還元するため、現在、将来を見据えた水道料金体系・制度のあり方も含め、水道料金の引き下げに向けた検討を進めております。</p> <p>下水道事業においても経営改善に取り組んだ結果、下水道ビジョン（改訂版）の計画期間内（平成28年度から平成32年度まで）は、浸水対策や施設の耐震化など、市民の安全・安心に必要な事業を行いつつ、経営の安定性を確保できる見込みとなつたため、平成29年10月1日に下水道使用料を引き下げております。</p> <p>今後とも、安全・安心に水道及び下水道をご利用いただけるよう、さらなる経営の効率化を図り、一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> |               |     |       |  |  |  |

|   |   |     |       |  |  |  |
|---|---|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第54号                                    | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名   | 堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例（案）について |     |       |  |  |  |
| 第1項（1）（2）（長寿社会部地域包括ケア推進課）   |   |     |       |  |  |  |
| <p>市としては、「共助」として介護保険制度を適切に運営するとともに、組織化、制度化された助け合いの仕組みづくりを支援しています。</p> <p>また、「公助」としては、公的な制度・事業を通じて生活支援などを行っています。</p> <p>急速な高齢化の進展に伴い、公的な福祉サービスだけでは支援の必要な高齢者を支えることが難しくなると考えられ、「自助」「互助」「共助」「公助」により、地域でさまざまな主体が相互に力を合わせ、支え合う社会をつくっていくことが、ますます重要になると考えています。</p> <p>市民がいつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、必要な時に必要なサービスを提供できる体制づくりを進めることができることが、市の責務であると考えています。</p> |   |     |       |  |  |  |
| 第2項（長寿社会部地域包括ケア推進課）   |   |     |       |  |  |  |
| <p>第3条につきましては、地域包括ケアシステムの推進は、市民の皆様のご協力なくしては実現し難いものであることから、それぞれが状態に応じて役割を持って相互に支え合うことが重要となることについて、ご理解とご協力をお願いしているところです。</p> <p>第6条につきましては、「努めるものとする」という法制的な文言を用いています。地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向け、市民一人ひとりが「できる範囲で」取り組んでいただくなど、市、市民等、医療介護関係者がそれぞれの役割に応じ一体となって取り組んでいく必要がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。</p>  |   |     |       |  |  |  |
| 第3項（長寿社会部地域包括ケア推進課）   |   |     |       |  |  |  |
| <p>条例案につきましては、ご意見のとおり、医療介護関係者等を始め、地域団体の代表者や学識者から広くご意見を伺い、素案を作成してきたところです。また、市議会において、市民の代表者である議員の皆様からいただいた様々なご意見や、パブリックコメント制度による市民の皆様からのご意見も受け止め、再検討した条例案を上程するものです。</p>   |   |     |       |  |  |  |



|   |               |     |       |  |  |  |
|---|---------------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第55号        | 所管局 | 健康福祉局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |       |  |  |  |
| <b>第1項 (健康部保健所感染症対策課)</b>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>子どもの予防接種については、平成24年5月に国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ及びB型肝炎の6ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいとされるとともに、ロタウイルスワクチンについては、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行うとされました。</p> <p>この提言を受け、すでに子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘及びB型肝炎の5ワクチンが、予防接種法に基づく定期接種の対象となりました。残りのおたふくかぜ及びロタウイルスの2ワクチンについても、今後とも引き続き、予防接種の安全性や有効性及び技術的課題等の整理・検討を行うとされています。</p> <p>このような状況の中、本市におきましては、今後も国の動向を注視しながら、ロタウイルスなどの任意の予防接種への支援のあり方について、検討してまいります。</p> <p>なお、予防接種の接種期間については、それぞれの病気にかかりやすい時期を考慮して定められていますので、期間中に接種してくださいますようお願いいたします。また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっていた等の特別な理由が認められる場合、定期の予防接種として接種を受けることができる制度がありますので、ご理解をお願いいたします。</p>                              |               |     |       |  |  |  |
| <b>第2項 (生活福祉部医療年金課)</b>   |               |     |       |  |  |  |
| <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。</p> <p>なお、一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。</p> <p>平成18年7月診療分からは、月額上限額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいております。</p> <p>また、平成30年4月診療分からは、月額上限額を超えた際に、対象者へ還付手続きをご案内のうえ口座登録をしていただき、以後、2,500円を超えた分を自動償還することとしております。</p> <p>子ども医療費助成制度の年齢要件につきましては、市民の方からさらなる拡充へ多くの声をいただいていることから、平成31年4月以降、現行の中学校卒業までから、高校卒業（18歳に達した日以後の最初の3月31日）まで拡充するための条例改正等の議案を、市議会第3回定例会に提案したところです。</p> <p>「子育てしやすいまち日本一」をめざすための重点施策として、子ども医療費助成制度の高校生世代への助成拡充に向け、準備を進めてまいります。</p> |               |     |       |  |  |  |

|  |               |     |         |  |  |  |
|--|---------------|-----|---------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第55号        | 所管局 | 子ども青少年局 |  |  |  |
| 件 名  | 行政にかかる諸問題について |     |         |  |  |  |
| 第3項（子ども青少年育成部子ども育成課）   |               |     |         |  |  |  |
| <p>病児保育施設につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置することとしておりました。平成29年3月、中区に5か所目となる病児保育施設を設置したことで、北区を含め設置計画数の5か所を達成しました。</p> <p>病児保育施設のない区がある中で同一区内に2か所目の施設を設置することは考えておりませんが、市内全域をカバーするため、平成30年3月から、訪問型病児保育事業を実施しています。この訪問型病児保育事業においては、病気の子どもを安全にお預かりするという観点から、訪問するスタッフについては、主に保育に係る研修となるさかいチャイルドセンター研修28.5時間の受講に加え、訪問型病児保育の専門研修15.5時間を受講していただきます。加えて、2日以上の実習も実施するとともに、フォローアップ研修も行います。病状急変時等には看護師等が対応できる体制を確保するとともに、緊急時に病児を受け入れることでできる協力医療機関や日常における医療面での指導・助言を行う指導医との連携・協力関係を構築するよう事業者に求めるなど、安全に子どもをお預かりする体制を確保することを第一に事業を進めています。</p> <p>また、子育て世帯の多い北区の病児保育施設では、感染症の流行時期などでは予約が取れない状況もあったことから、平成30年5月から利用定員を6名から12名に増員しました。今後とも、子育て支援の一層の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。</p> |               |     |         |  |  |  |
| 第4項（子育て支援部幼保推進課）   |               |     |         |  |  |  |
| <p>認定こども園や保育所などに交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設関係者からのご意見もふまえ制度の再構築を行っており、看護師の雇用への支援に係る補助については継続して実施しているところです。今後も限りある財源の中で効果的な補助制度の構築に向けて取り組んでまいります。</p>  |               |     |         |  |  |  |
| 第5項（子育て支援部幼保推進課）   |               |     |         |  |  |  |
| <p>認定こども園や保育所などの職員配置については国の基準に基づくとともに、国の基準を超える職員配置を行う場合については、公定価格上の加算に加え、市独自の補助金を設けるなど、保育・教育の質的な面や職場環境面の充実に努めているところです。</p> <p>また、平成30年度からは保育士などの離職防止のため、職員の休暇取得促進を通じた職場環境改善に取り組む施設への支援を新たに実施しています。安全・安心で質の高い保育・教育が実施できるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>  |               |     |         |  |  |  |

|     |               |     |         |
|-----|---------------|-----|---------|
| 番 号 | 陳情第55号        | 所管局 | 子ども青少年局 |
| 件 名 | 行政にかかる諸問題について |     |         |

第6項（子育て支援部幼保推進課）  
 保育時間につきましては、子ども・子育て支援法施行規則第4条において、保育の必要量に応じ、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）に区分することとなっていますが、区分の認定につきましては、申請時に保護者から勤務時間や通勤時間など、保育を必要とする時間を丁寧に聞き取ったうえで柔軟に対応しています。

第7項（子育て支援部幼保推進課）  
 アレルギー食の対応については、公定価格に上乗せして調理員を加配する人件費補助や、アレルギー対応の除去食等の提供に対応するための人件費加算を行っています。

第8項（子育て支援部幼保推進課）  
 きょうだいで同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っていますが、希望施設の空き状況の関係で、きょうだいそろっての利用が難しい場合もあります。  
 その際は、近隣で同時利用が可能と思われる施設を紹介するなど、丁寧に対応しているほか、どうしても同一施設の利用が叶わない場合についても、保護者の状況・希望を十分に聞き取り、送迎の負担が最小限となるよう配慮を行うなどしています。

第9項（子育て支援部幼保推進課）  
 虫よけ対策に必要な経費につきましては、従来どおり施設型給付費にて対応していただくものと考えています。

|   |               |     |         |  |  |  |
|---|---------------|-----|---------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第55号        | 所管局 | 子ども青少年局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |         |  |  |  |
| 第10項、第11項、第12項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）   |               |     |         |  |  |  |
| <p>本市の保育士確保対策につきましては、堺市保育士等就職支援コーディネート事業における就職あっせんや、潜在保育士の方への就職準備金の貸付、保育士や保育教諭のための就職フェアや就職セミナーの開催など、主に就職促進を目的とする取組に加え、今年度から新たに、職員のモチベーションや資質向上を図るため、働きやすい職場環境への改善に要する経費の一部を補助する「休暇取得等促進等支援事業」を実施し、就職継続のための取組を強化しているところです。</p> |               |     |         |  |  |  |
| <p>国の公定価格では、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算のほか、技能・経験を積んだ職員に対する5千円から4万円などの追加的な加算もあり、本市も応分の負担を行っているところです。なお、国における加算要件として、2022年度を目途に必須化をめざすとされているキャリアアップ研修については、大阪府から実施機関としての指定を受け、今年度から実施しています。</p>                       |               |     |         |  |  |  |
| <p>また、本市独自の運営補助金では、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育支援者、研修に参加する際の代替職員の配置ができる補助項目などを設定しております。</p>  |               |     |         |  |  |  |
| <p>国に対しては、保育士・保育教諭の確保対策として、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しているところです。</p>  |               |     |         |  |  |  |

|   |               |     |          |  |  |  |
|---|---------------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第55号        | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名   | 行政にかかる諸問題について |     |          |  |  |  |
| 第13項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  |               |     |          |  |  |  |
| <p>運営経費については、保護者からの一部負担金と市の予算並びに国及び大阪府からの補助金で構成しております。一部負担金については、受益者負担の観点から現在の一部負担金額を設定し、保護者にも当該事業運営に係る費用の一部を負担いただいております。</p> <p>のびのびルームの一部負担金については、きょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けております。</p>  |               |     |          |  |  |  |
| 第14項（総務部学務課）  |               |     |          |  |  |  |
| <p>本市では、経済的理由により就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品費などの費用の一部を援助する就学援助制度を実施するとともに、経済的な理由により修学が困難な高等学校1年生等を対象に、奨学金を給付する堺市奨学金制度を実施しております。</p> <p>また、国及び大阪府では、高等学校等の授業料が実質無償となる就学支援金制度等を実施しております。</p> <p>なお、大学授業料などの教育費の無償化については、現在国において議論がなされているところであり、本市としましては、今後その動向を注視しながら、効果的な支援のあり方について、調査・検討してまいりたいと考えております。</p> |               |     |          |  |  |  |



|     |                |     |       |
|-----|----------------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第56号         | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | ブロック塀撤去の補助について |     |       |

第1項 (開発調整部建築防災推進課)

今年の6月18日に発生した大阪北部地震では、ブロック塀等の倒壊が発生し、改めて基準を満たさないブロック塀等の危険が認識されたことから、今年度は、緊急対応として市立小中学校の指定通学路に面したブロック塀等を対象に補助制度を創設しました。

現在、市立小中学校、地域の方々や保護者から教育委員会に寄せられた、通学路に面する危険と思われるブロック塀の情報提供を受け、個別に安全点検の実施、安全対策の必要性の啓発、補助制度の案内を行っているところです。

指定通学路以外の道路等への補助については、本補助の利用実績、他市の補助制度をふまえて、今後検討してまいります。



|   |          |     |       |  |  |  |
|---|----------|-----|-------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第57号   | 所管局 | 建築都市局 |  |  |  |
| 件 名   | 公共交通について |     |       |  |  |  |
| <b>第1項（交通部公共交通課）</b>  |          |     |       |  |  |  |
| <p>ふれあいバスは、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって、みはらふれあい号とともに廃止しました。</p> <p>少子化などにより通勤通学利用が減少している中、本市ではバス路線の維持確保が重要と考え、おでかけ応援バスの実施など利用促進に取り組んでいます。</p> <p>また、駅やバス停から離れた地域において、日常生活に必要な移動手段の確保を目的として乗合タクシーを運行することなどにより、人口ベースで市の約98%の方が公共交通を利用できる状況にあります。</p> <p>今後も事業者と協力しながら、公共交通の維持確保に努めてまいります。</p>  |          |     |       |  |  |  |
| <b>第2項（交通部公共交通課）</b>  |          |     |       |  |  |  |
| <p>地下鉄中百舌鳥駅から常磐町までのバス路線の新設について南海バスにお伝えしたところ、「北花田駅前～中もず駅前間は地下鉄御堂筋線と競合すること等から、路線延伸にかかるコスト増に応じた增收を得られるかが不透明なうえ、府道28号線（ときはま線）の慢性的交通渋滞に巻き込まれ、定時性も確保も容易ではないと想定されることから、現状ではご要望にお応えすることはできかねます。」との回答がありました。</p> <p>本市としましては、今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組んでまいります。</p> <p>なお、堺市乗合タクシー（Aルート）により地下鉄北花田駅や新金岡駅から常磐町（「常磐西公園前」停留所）まで行くことができますので、ご利用いただきますようお願いします。</p> |          |     |       |  |  |  |
| <b>第3項（交通部公共交通課）</b>  |          |     |       |  |  |  |
| <p>堺市乗合タクシーの予約時間については、配車や運行経路の設定及び乗務員への連絡のために必要な時間を確保する観点から、ご乗車の2時間前まで（第1便是前日の18時まで）としています。</p> <p>また、停留所については、鉄道駅やバス停から離れた公共交通空白地域において、停留所間隔や周辺状況を勘案し設置をしています。個別の停留所の設置については、堺市公共交通課にご相談ください。</p>  |          |     |       |  |  |  |

|     |          |     |       |
|-----|----------|-----|-------|
| 番 号 | 陳情第57号   | 所管局 | 建築都市局 |
| 件 名 | 公共交通について |     |       |

第4項（交通部公共交通課）

金岡線の中百舌鳥駅までのバス路線の延伸について南海バスにお伝えしたところ、「中もず駅前に乗り入れる平尾線（中もず駅前～平尾間を運行）の当該区間の乗降が乏しいため、延伸による新規お客様の獲得は期待し難く、現状金岡線をご利用頂いているお客様の利用増進が增收基盤の中心となってまいります。しかしながら、金岡線は現状でも営業収支の採算に見合っておらず、延伸に伴うさらなるコスト増を補うだけの収入増が見込めるとは考えにくい状況です。加えて、初芝駅～中もず駅間の交通渋滞により慢性的遅延を抱えるリスクが大きく、結果として現在ご利用頂いているお客様が逸失する可能性も懸念され、これらを総合的に踏まえると、ご要望にお応えすることは困難であると判断します。」との回答がありました。

本市としましては、今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組んでまいります。

|   |               |     |          |  |  |  |
|---|---------------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第58号        | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名   | 非常変災時の登下校について |     |          |  |  |  |
| 第1項、第2項、第3項（学校教育部）  |               |     |          |  |  |  |
| 7月6日の大雨警報における臨時休業措置については、学校園への連絡が遅くなったことにより学校、保護者、地域に混乱が生じたことをお詫びします。 |               |     |          |  |  |  |
| 今後、今回の事例における課題を検証し、幼児児童生徒の安全確保を最優先に考慮した対応を進めてまいります。                   |               |     |          |  |  |  |



|     |           |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|
| 番 号 | 陳情第59号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |
| 件 名 | 図書館行政について |     |          |

**第1項（学校教育部学校指導課）**

本市では、平成29年度から、全中学校に週2日勤務の学校司書を配置しました。今後も、配置による効果・検証を行い、学校司書の小学校への配置を含めた学校図書館への充実について検討してまいります。

**第2項（学校教育部学校指導課・教職員人事部教職員人事課）**

本市では、学校図書館サポーターを小中学校に、学校司書を全中学校に配置することにより、学校図書館運営を充実する取組みを行っております。

学校図書館職員、学校司書及び学校図書館サポーターが、司書教諭と連携することにより、司書教諭の負担軽減を図るとともに、学校図書館運営の充実に努めてまいります。

**第3項（1）（学校教育部学校指導課）**

本市では、平成26年度に「堺市学校図書館運営方針」を策定し、学校図書館の活性化に向けて各学校で取り組んでいるところです。今後も、学校司書の小学校への配置を含めて、より充実した学校図書館のあり方について検討してまいります。

**第3項（2）（3）（学校教育部学校指導課）**

学校図書館職員・学校司書による巡回訪問や市立図書館職員による選書支援等をとおして、各学校に資料の整理や、新鮮な資料の充実を呼び掛けるとともに、今後もより充実した学校図書館のあり方について検討してまいります。

**第3項（4）（中央図書館総務課）**

今年度、子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域・学校園など様々な場で子どもの読書活動に関わる方々と連携し、「堺市子ども読書活動推進計画」の改定作業を進めております。今後も計画的に児童図書を整備し、学校図書館の支援に努めてまいります。

**第3項（5）（学校教育部学校指導課）**

本市では、学校図書館職員の連絡会を開催し、各学校図書館の状況等の情報交換を行うほか市立図書館職員の専門的な視点からの助言も得ています。

魅力ある学校図書館づくりに向け、学校図書館職員や市立図書館職員が講師となり、掲示物や配架等、環境整備に関する指導助言を行うとともに、学校図書館サポーターの研修として、読み聞かせやブックトークの講習等を実施しております。

今後も、学校図書館に関わる人材の研修等の充実に努めてまいります。



|  |           |     |          |  |  |  |
|--|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第60号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 図書館行政について |     |          |  |  |  |
| <b>第1項（中央図書館総務課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>本市では、多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備を図るとともに、図書資料費に係る予算の増額に努めております。</p> <p>今後も、読書活動を推進するとともに、課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めてまいります。</p> |           |     |          |  |  |  |
| <b>第2項（中央図書館総務課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>図書館の専門性を活かした継続的な運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う適切な職員配置に努めてまいります。</p> <p>また、質の高い情報サービスを提供していくことができるよう、職場研修や職員間の情報共有を推進してまいります。</p>          |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（中央図書館総務課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>中央図書館基本構想の策定に当たっては、堺市立図書館協議会の答申および昨年度実施した基礎調査の結果を踏まえ、市民をはじめ様々な関係者のご意見を幅広くお聴きしながら、図書館サービス機能を中心に取りまとめてまいります。</p>                      |           |     |          |  |  |  |
| <b>第4項（中央図書館総務課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しております。今後とも、安定したサービスを提供することができるよう図書館の運営に努めてまいります。</p>                               |           |     |          |  |  |  |
| <b>第5項（中央図書館総務課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>堺市立図書館協議会では、多様化する市民ニーズに応えるため、平成27年度から一般市民を対象に協議会委員を公募し、現在公募委員1名を含む9名の委員で構成しております。今後とも、実効性のある議論を行うことができるよう協議会の運営に努めてまいります。</p>       |           |     |          |  |  |  |



|   |           |     |          |  |  |  |
|---|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第61号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名   | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| <b>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| 大仙小学校のびのびルームの共用教室であるクラブ室については、空調設備等の整備を行っているところです。                                      |           |     |          |  |  |  |
| <b>第2項（学校管理部施設課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| 市立学校園の校舎等耐震化については平成26年度に完了しており、大仙小学校のびのびルーム利用の校舎についても平成23年度に耐震化工事を実施しております。             |           |     |          |  |  |  |
| また、市立学校園の校舎等については、建築基準法に基づく定期点検を実施し、安全を確認するとともに必要に応じ補修等を行っております。                        |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| 指導員の更衣ロッカーについては、運営事業者からの依頼に基づき、必要に応じて整備しております。  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| 指導員の研修については、平成27年度から大阪府が「放課後児童支援員認定資格研修」を行っており、本市としましても計画的な受講を進めているところです。               |           |     |          |  |  |  |
| また、運営事業者についても、業務仕様書等に定める研修を実施しており、業務完了報告で確認しております。                                      |           |     |          |  |  |  |
| <b>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| 学校及び保護者との連携は業務仕様書に定めているところであり、今後も円滑な連携を図るよう運営事業者に指導してまいります。                             |           |     |          |  |  |  |
| <b>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| のびのびルームの一部負担金については、きょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けております。                   |           |     |          |  |  |  |
| <b>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| 一部負担金については、月額の設定となっており、月の途中において児童が当該事業の利用を開始する等の場合であっても、当該月に係る一部負担金を納付していただくこととなっております。 |           |     |          |  |  |  |

|  |           |     |          |  |  |  |
|--|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第 61 号  | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| 第 8 項 (地域教育支援部放課後子ども支援課)   |           |     |          |  |  |  |
| <p>公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することで、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とすることができるから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えております。</p> |           |     |          |  |  |  |

|   |           |     |          |  |  |  |
|---|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番号  | 陳情第62号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件名  | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| 第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>放課後児童支援員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としており、国の定める基準と同等となっております。</p> <p>また、のびのびルームの業務の実施時間内には、必ず主任指導員もしくは副主任指導員（准主任指導員）のどちらか1人を常時配置することを、業務仕様書で運営事業者に求めております。</p>                                |           |     |          |  |  |  |
| 第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>指導員の確保については、業務仕様書及び企画提案に基づき、運営事業者が必要な人員を確保することとなっておりますが、本市としましてもホームページや広報において、運営事業者が指導員等を募集している旨を掲載しているところです。</p> <p>指導員の研修については、平成27年度から大阪府が「放課後児童支援員認定資格研修」を行っており、本市としましても計画的な受講を進めているところです。</p> <p>また、運営事業者においても、業務仕様書等に定める研修を実施しており、業務完了報告で確認しております。</p> |           |     |          |  |  |  |
| 第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>のびのびルームの一部負担金については、きょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けております。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| 第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>のびのびルームにおける施設及び物品の維持管理については、業務仕様書に基づき、運営事業者の業務となっております。日々の清掃については、運営事業者が各ルームの実情に応じて行うこととなりますが、床材の更新が必要な場合等は、本市において施設改修することとしております。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| 第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>のびのびルームの運営については、運営事業者が配置しているコーディネーターが各ルームを巡回し、運営の状況の把握に努めております。</p> <p>本市としましても職員による巡回により、業務完了後ののみでなく、日常における現地での履行確認を行っております。</p> <p>今後とも、運営事業者と連携して、より良いルーム運営を行ってまいります。</p>   |           |     |          |  |  |  |

|  |           |     |          |  |  |  |
|--|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第62号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| 第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）  |           |     |          |  |  |  |
| <p>公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することで、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とすることができるから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えております。</p> |           |     |          |  |  |  |

|  |           |     |          |  |  |  |
|--|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第63号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| <b>第1項（1）（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>本市では、事業実施に際し、必要とする活動場所について専用教室2室と共用教室3室を確保しております。共用教室をどのように使用されるかはルームの判断によるところですが、出席児童数や天候により外遊びや体育館での活動が可能かどうか等の要因により、日々の状況に応じて利用しているものと認識しております。</p>          |           |     |          |  |  |  |
| <b>第1項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>共用教室の運用については、例えば、確保した共用教室を出席人数に応じて使用するよう指導・助言を行ってきたところです。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| <b>第1項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>業務仕様書の業務目的に、「(略) その他運動場や図書室、体育館、多目的室等を共用教室として利用しながら、児童の安全確保を図り、主に集団による遊び・スポーツ活動等を行い、自主性・社会性・協調性を養うことを目的として実施する。」と規定されていることから、共用教室を使用することが前提で事業者と委託契約しております。</p> |           |     |          |  |  |  |
| <b>第1項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>平成30年度における共用教室の使用状況については、4月当初から6月末までの業務日誌をもとに確認したところ、生活科ルーム2は月～金曜日においてほぼ使用しており、下校時刻からおやつの提供終了までの時間帯の使用が多くなっております。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>また、少人数教室、会議室は日々の利用児童数の状況に応じて使用しております。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>なお、平成30年度の4月当初から6月末までの間において、生活科ルーム2と少人数教室を同時に使用した日は1日、生活科ルーム2と少人数教室、会議室を同時に使用した日はありません。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| <b>第1項（6）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>共用教室については、放課後の時間帯に専らのびのびルームとして使用できるよう学校と調整を行った上で確保しております。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>また、共用教室の施設及び設備については、学校の協力のもと、整備に努めてまいります。</p>   |           |     |          |  |  |  |

|   |           |     |          |  |  |  |
|---|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号   | 陳情第63号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名   | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| <b>第2項（1）（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>百舌鳥小学校のびのびルームについては、専用教室の他、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を活動場所として確保に努めてまいります。</p> <p>百舌鳥小学校放課後ルームについても、図書室の利用を基本としながら放課後に活動できる共用教室等を活動場所として確保に努めてまいります。</p> <p>今後も、学校と調整を進めながら、より多くの児童が利用できるように活動場所の確保に努めてまいります。</p> |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>平成30年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおける配慮をする児童への対応のための追加配置指導員（以下「加配指導員」という。）必要認定数は、4～6月は各月5人となっております。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>百舌鳥小学校のびのびルームにおける指導員の配置状況については、平成30年4月1日から平成30年6月30日までの開設日数74日のうち、基本配置が充足していない日はなく、加配指導員が必要認定数に対して充足していない日は57日となっております。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>業務仕様書上では業務時間における始めの30分については、配置基準の半数以上の配置とし（但し、最低2人以上）、それ以外は、支援の単位毎に業務従事者を2名以上配置することを求めております。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出した「児童数」に基づいております。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>業務仕様書において、土曜日における指導員配置については、出席児童数による支援の単位に基づく指導員数で可としております。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| <b>第3項（6）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>加配指導員数については、本市で認定した指導員数を、原則として事業実施日の事業実施時間中に配置することとしております。但し、配慮をする児童が欠席している場合は、この限りではありません。</p>  |           |     |          |  |  |  |

|  |           |     |          |  |  |  |
|--|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第63号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| 第3項（7）（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>基本配置指導員と加配指導員の役割を固定化すると、各担当指導員の勤務時間設定や休暇取得も柔軟に対応することができなくなるなど、事業者においてシフト組成が困難となると考えられるため、業務完了報告で基本配置指導員と加配指導員を分けて報告させることは予定しておりません。</p> |           |     |          |  |  |  |
| 第4項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）（文化観光局文化部文化財課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>百舌鳥小学校の校舎改築に先立つ発掘調査で設置したフェンス下の隙間については、7月30日に指導員より改善するよう要望があり、翌31日に運動場側の隙間にシートをあてることで対処しました。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| <p>また、フェンスを越えてボールが入った場合は、調査作業時間内は文化財課職員が、土曜日等の時時間外は指導員がそれぞれ対応しており、児童がフェンス内に入らないようにしております。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| 第4項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）  |           |     |          |  |  |  |
| <p>百舌鳥小学校校舎改築工事に伴うのびのびルームの移転作業等については、改築工事の進捗状況に応じて、その影響が最小限となるよう進めてまいります。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| <p>また、活動場所の確保については、学校及び運営事業者と連携を図ってまいります。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| 第5項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>のびのびルームにおける施設及び物品の維持管理については、業務仕様書に基づき、運営事業者の業務となっております。日々の清掃については、運営事業者が各ルームの実情に応じて行うこととなります。床材の更新が必要な場合等は、本市において施設改修することとしております。</p>   |           |     |          |  |  |  |
| 第5項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>平成13年度に建築した百舌鳥小学校ののびのびルームの専用棟については、新耐震基準で建築しており、耐震性能を有するものであります。</p>  |           |     |          |  |  |  |
| 第5項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）   |           |     |          |  |  |  |
| <p>災害発生時におけるルーム開室・休室等の判断基準については、堺市ホームページに掲載していますが、ルーム休室やお迎えの繰り上げ等の保護者への連絡、情報提供については、ルーム毎で個別の情報を付加して提供する場合もあるため、運営事業者が行っております。</p>          |           |     |          |  |  |  |

|  |           |     |          |  |  |  |
|--|-----------|-----|----------|--|--|--|
| 番 号  | 陳情第63号    | 所管局 | 教育委員会事務局 |  |  |  |
| 件 名  | 放課後施策について |     |          |  |  |  |
| 第6項（1）（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）  |           |     |          |  |  |  |
| 熱中症の予防等に関する対応については、運営事業者に通知文を送付するとともに連絡調整会議で注意喚起を図っております。                        |           |     |          |  |  |  |
| また、放課後児童支援員の配置については、条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としております。 |           |     |          |  |  |  |
| 第6項（3）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）  |           |     |          |  |  |  |
| 本市が運営事業者に貸与する備品は、企画提案書作成要領に掲載のとおりです。それ以外の物品等については、運営事業者が調達することとなっております。          |           |     |          |  |  |  |
| 共用教室の施設及び設備は、学校の協力のもと、活動場所として使用できるように努めています。                                     |           |     |          |  |  |  |

平成30年 第3回市議会(定例会)陳情回答綴

平成30年 10月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号  
1-B2-18-0051